

# 事業概要

令和3年版

 東京都都民安全推進本部



# 目 次

## 第1 執行体制、分掌事務、予算概要

1 執行体制	3
(1) 体制図	3
(2) 職員配置状況	4
2 分掌事務	5
3 予算概要 令和3年度一般会計予算	6
(1) 総額	6
(2) 歳入予算	6
(3) 歳出予算	6

## 第2 事業内容

1 都民安全推進本部の役割と取組の方向性	9
2 治安対策の推進	10
(1) 防犯環境の整備	10
ア 防犯設備の整備に対する区市町村補助	10
イ 地域における見守り活動支援	10
ウ 登下校区域防犯設備整備補助事業	10
エ 防犯設備維持管理経費補助事業・防犯設備運用経費補助事業	10
オ 防犯カメラステッカー事業	11
(2) 防犯ボランティアの活動支援	11
ア 防犯ポータルサイトの運営	11
イ 防犯ボランティアのつどい	11
ウ 防犯団体等への本部長賞贈呈	12
エ ながら見守り連携事業の推進	12
オ 「動く防犯の眼」活動（防犯パトロール）の推進	13
カ 子供安全フェスタ	13
キ 防犯ボランティア団体結成促進事業	13
(3) 子供の安全対策	13
ア 子供見守り活動事例集の作成・配布	13
イ 親子で学ぼう、防犯教室	13
ウ 家庭での子供の安全啓発事業	14
(4) 在住外国人等の安全・安心施策の推進	14
ア 在住外国人等による子供の見守り活動	14
イ 在住外国人等の子供を対象にした安全啓発	14
ウ 在住外国人等に向けた情報発信	15

(5) 有害情報等からの保護	15
ア 立入調査	15
イ 健全育成功労者等表彰	16
ウ 青少年健全育成協力員制度	16
エ 携帯電話の危険性から子供を守るための取組	16
オ ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営	17
カ インターネット利用適正化・性被害等防止対策	17
(6) 再犯の防止等の推進	19
ア 東京都再犯防止推進協議会の運営	19
イ 犯罪に関する相談事業（支援コーディネート事業）	19
ウ 犯罪をした者等の立ち直り支援等に資するガイドブックの作成・配布	19
エ 再犯防止に関する研修会	19
オ 保護司との連携	20
(7) 非行少年等の立ち直り支援	20
ア 社会を明るくする運動	20
イ 再非行防止、社会復帰支援事業	20
ウ 少年非行を防止する取組の推進	20
(8) 身近な犯罪の防止対策	21
ア 特殊詐欺対策	21
イ 女性に対する犯罪の防止対策	22
ウ 万引き対策	22
エ 危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定	22
(9) 不法滞在外国人対策	22
ア 不法就労防止啓発講習	23
イ 「外国人労働者雇用マニュアル」の作成	23
ウ 外国人適正雇用推進月間	23
エ 外国人適正雇用推進宣言事業所づくり	23
(10) 外国人滞在支援対策	23
ア 滞在適正化講習（留学生等に対する生活指導講習）	24
イ 「外国人在留マニュアル」の作成	24
ウ 来日外国人向け啓発DVDの活用	24
エ 「外国人旅行者マニュアル」の作成	25
(11) 暴力団排除対策	25
ア 暴力団排除対策	25
イ 東京都暴力団排除条例の施行に伴う取組	25
(12) 「街の安全みまもり」の推進	26

3	交通安全対策等の推進	27
(1)	交通事故防止	28
ア	春・秋の全国交通安全運動、TOKYO交通安全キャンペーン	28
イ	暴走族追放の普及啓発	28
ウ	過積載防止対策	28
エ	首都交通対策協議会会長賞の贈呈	29
オ	区市町村の交通安全教育担当者への実務講習会	29
カ	子供と高齢者、外国人等の交通安全対策	29
キ	飲酒運転対策	30
ク	東京都交通安全ポスターコンクール	30
ケ	交通短期保護観察処分者に対する交通安全教育	30
コ	自動車運転代行業の認定等に関する同意・監督	31
(2)	自転車安全対策	31
ア	自転車安全利用普及啓発	31
イ	自転車安全利用TOKYOセミナー	32
ウ	自転車安全利用推進事業者制度	32
エ	自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助	33
オ	放置自転車対策	33
(3)	ITS等を活用した交通の円滑化と安全の促進	33
ア	ITS等を活用した集中的な渋滞対策	34
イ	震災時等における運転者等への情報提供	35
4	若年支援施策の推進	36
(1)	若者総合相談支援事業	37
ア	東京都若者総合相談センター「若ナビα（アルファ）」の運営	37
(2)	地域における若者の自立等支援体制の整備	37
ア	子供・若者自立等支援体制整備の推進	37
イ	地域支援者向け講習会	37
ウ	地域の若者支援社会資源ポータルサイト（若ぼた）の運営	38
(3)	青少年健全育成審議会	38
(4)	いじめ問題対策	39
<b>第3 参考資料</b>		
1	所管条例一覧	43
2	所管計画等一覧	44
3	主な会議体一覧	45
4	統計情報	47
(1)	治安対策関連	47
ア	都民生活に関する世論調査	47

イ	都内の刑法犯認知件数	47
ウ	防犯環境の整備に対する補助実績（防犯カメラ補助分）	48
エ	都内の防犯ボランティア団体数の推移	48
オ	ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」相談件数の推移	49
カ	都内における刑法犯少年の検挙・補導人員、再犯者率等の推移	51
キ	都内の特殊詐欺による被害総額・認知件数・検挙件数	51
ク	全国のサイバー犯罪の検挙件数	52
ケ	都内のストーカー行為等に係る相談件数	52
コ	外国人関連統計	52
サ	暴力団勢力の推移	53
(2)	交通安全対策関連	54
ア	都内の交通事故発生件数・死者数	54
イ	都内の高齢者事故件数、交通事故死者数に占める高齢者の割合	54
ウ	都内の自転車事故件数、都内・全国の交通事故全体に占める自転車関与事故の割合	55
エ	「ハイパスムーズ東京」における主要渋滞箇所の対策箇所数	55
(3)	若年支援施策関連	56
ア	「東京都若者総合相談センター若ナビ a」相談件数の推移	56
5	各種Webサイト一覧	57
6	SNSアカウント一覧	57

# 第1 執行体制、分掌事務、予算概要

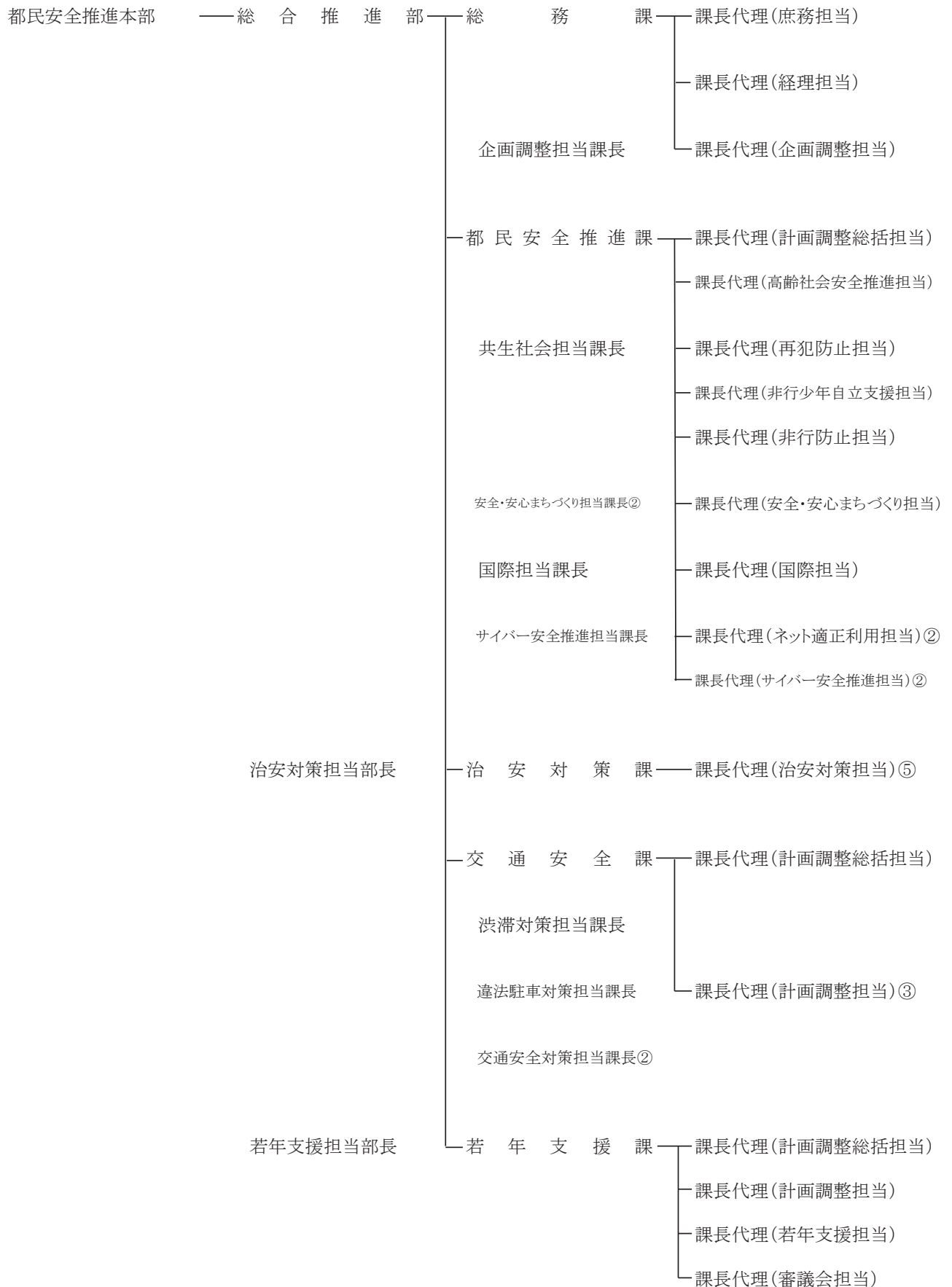




# 1 執行体制

## (1) 体制図

(令和3年4月1日現在)



※数字は人数を示す。

※本図は、執行体制を表すものであり、組織機構図とは一致しない。

## (2) 職員配置状況

(令和3年4月1日現在)

区 分	職 層 別 内 訳							合計
	理事	参事	副参事	統括 課長代理	課長代理	主任	主事	
都民安全推進本部	1	3	15	5	24	24	9	81
	(1)		(6)		(12)	(10)		(29)
総合推進部	1	3	15	5	24	24	9	81
	(1)		(6)		(12)	(10)		(29)
総務課	1	1	2	2	3	5	3	17
	(1)							(1)
都民安全推進課			6	1	10	9	2	28
			(3)		(5)	(7)		(15)
治安対策課		1	1		5	3		10
			(1)		(4)	(3)		(8)
交通安全課			5	1	3	5	2	16
			(2)		(3)			(5)
若年支援課		1	1	1	3	2	2	10

注) ( ) 内は、併任職員、兼務職員、割愛採用職員又は研修生で内書き。

## 2 分掌事務

部・課		分掌事務
総合推進部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の組織及び定数に関すること。</li> <li>2 本部所属職員の人事及び給与に関すること。</li> <li>3 本部所属職員の福利厚生に関すること。</li> <li>4 本部事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。</li> <li>5 本部の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。</li> <li>6 本部の情報公開に係る連絡調整等に関すること。</li> <li>7 本部の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。</li> <li>8 本部の予算、決算及び会計に関すること。</li> <li>9 本部事務事業の進行管理及び調整に関すること。</li> <li>10 本部事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。</li> <li>11 本部事務事業の広報及び広聴に関すること。</li> <li>12 治安、交通安全及び若年支援の施策に係る本部内の企画調整及び他の局との連絡に関すること。</li> <li>13 本部内他の課に属しないこと。</li> </ol>
	都民安全推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都民の安全安心に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 再犯防止推進計画に関すること。</li> <li>3 外国人共生・滞在支援に関すること。</li> <li>4 サイバー空間上の安全対策の推進に関すること。</li> <li>5 東京都安全安心まちづくり条例の施行に関すること。</li> <li>6 本部事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。</li> </ol>
	治安対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 治安に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 治安対策の推進に関すること。</li> </ol>
	交通安全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 交通安全計画の策定及び推進に関すること。</li> <li>3 東京都交通安全対策会議に関すること。</li> <li>4 首都交通対策協議会に関すること。</li> <li>5 その他交通安全対策の推進に関すること。</li> <li>6 自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督に関すること。</li> </ol>
	若年支援課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子供・若者の支援に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 東京都青少年問題協議会及び東京都青少年健全育成審議会に関すること。</li> <li>3 子供・若者支援の推進並びに子供・若者支援関係団体及び関係業界の指導及び連絡に関すること。</li> </ol>

### 3 予算概要

#### 令和3年度一般会計予算（当初予算）

##### (1) 総 額

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増(△)減	増減率(%)
歳 入 (A)	1,608	7,308	△ 5,700	△ 78.0
歳 出 (B)	2,287,000	3,863,000	△ 1,576,000	△ 40.8
差引一般財源 (B) - (A)	2,285,392	3,855,692	△ 1,570,300	△ 40.7

##### (2) 歳入予算

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和2年度	増(△)減	増減率(%)
使用料及手数料	1	1	0	0.0
国庫支出金	1,575	7,275	△ 5,700	△ 78.4
諸 収 入	32	32	0	0.0
計	1,608	7,308	△ 5,700	△ 78.0

##### (3) 歳出予算

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和2年度	増(△)減	増減率(%)
総 務 費	2,287,000	3,863,000	△ 1,576,000	△ 40.8
都民安全推進費	2,287,000	3,863,000	△ 1,576,000	△ 40.8
管 理 費	2,287,000	3,863,000	△ 1,576,000	△ 40.8
職 員 費	575,495	612,766	△ 37,271	△ 6.1
本部管理事務費	33,506	33,891	△ 385	△ 1.1
治安対策の推進	813,155	1,001,373	△ 188,218	△ 18.8
交通安全対策の推進	706,542	2,039,973	△ 1,333,431	△ 65.4
若年支援の推進	158,302	174,997	△ 16,695	△ 9.5
計	2,287,000	3,863,000	△ 1,576,000	△ 40.8

## 第2 事 業 内 容



# 1 都民安全推進本部の役割と取組の方向性

新型コロナウイルス感染症の猛威により、世界は今、100年に一度とも言われる未曾有の危機に直面している。コロナ禍にあって、世界経済の変化や第4次産業革命の進展はスピードを更に増し、少子高齢・人口減少社会の進行もより深刻な状況が生じている。こうした我々が直面している課題に向き合い、危機を乗り越え、一人ひとりがいきいきと輝いて生きていく「人が輝く」東京を創り上げていくためには、東京の強みである「世界に誇る安全安心」を将来にわたり守っていかなければならない。

当本部は、新型コロナウイルス感染症との闘いに打ち克ち、「成長」と「成熟」が両立した明るい未来の東京を切り拓くため、「治安対策」、「交通安全対策」及び「若年支援」の3つを施策の柱として、都民の安全安心に資する施策を総合的に推進し、コロナ禍で浮き彫りとなった課題等に対しても各局や様々な主体と連携し対応していく。

治安対策では、子供や高齢者などの弱者が被害者となる痛ましい事件や事故などは後を絶たず、取組の強化が求められている。手口が巧妙化する特殊詐欺は、コロナ禍による都民の不安につけ込む手口の詐欺などが発生し、高齢者を中心にいまだ莫大な被害が生じており、情勢に応じた柔軟かつ機動的な対応が重要となる。さらに、コロナ禍による在宅時間の増加により、青少年のインターネット利用に伴うトラブルに関する相談が増加している。SNSの不適切な利用に起因する性被害等の情勢が深刻化しており、今後、更なる被害が懸念されているため、対策の強化が求められている。

交通安全対策では、都内の交通事故発生件数、負傷者数ともに減少傾向にあるものの、昨年の交通事故死者数は3年ぶりに増加に転じるなど、交通事故は依然として都民の安全安心を脅かしている。特に、高齢者は、他の年代と比較して交通事故に遭遇した場合の致死率が高く、交通事故死者数の4割近くを占めている。自動車の高齢運転者による事故も後を絶たず、高齢者を被害者にも加害者にもさせない総合的な対策が求められている。また、都内の全ての交通事故に占める自転車関連事故の割合は増加傾向にあり、全国平均と比べ高い状況となっている。さらに、コロナ禍においてフードデリバリーや通勤時の自転車利用への関心が高まっており、「新しい日常」に対応した自転車安全利用を推進する必要がある。

若年支援では、同世代人口の減少や家族構成の多様化など、社会情勢の変化が子供・若者を取り巻く環境に大きく影響を与えており、その結果生じる様々な困難な状況に適応できずにいる子供・若者への早期の支援が、若者が社会的自立を果たす上で重要となっている。コロナ禍の影響により、つながりが失われ、望まない「孤独・孤立」に陥る子供・若者が増えることも見込まれるため、若者一人ひとりの悩みや不安に寄り添う支援が求められている。

これらの状況を踏まえ、当本部では、「治安対策」「交通安全対策」「若年支援」の3つの施策を各分野の事業と有機的に連携させ、切れ目なく実施していく。

実施にあたっては、警察機関はもとより、区市町村・民間事業者・地域の防犯ボランティア等が連携し、一体となった取組が不可欠であり、当本部がこれらの関係機関等の結び目としての機能を果たし、「誰もが安全安心を実感できる社会」の実現に向けた施策を推進していく。

## 2 治安対策の推進

「東京都安全安心まちづくり条例」（以下、「安全安心条例」という。43ページ参照。）に基づき、安全で安心して暮らせる東京を実現するため、防犯ボランティアの活動支援や防犯設備の整備補助などのソフト・ハード両面からの対策や、近年のインターネットやスマートフォンなどの普及によるトラブルや被害を防止するための相談や講座の実施、刑法犯検挙人員が減少している中、再犯者の減少が小幅に留まっていることから、再犯の防止等の推進などに取り組んでいる。

また、警視庁や区市町村等関係機関と連携し、特殊詐欺対策や外国人不法就労防止対策、外国人の滞在支援等を実施している。

### (1) 防犯環境の整備

地域の防犯力向上のため、防犯カメラの設置を契機として、地域の見守り活動等が活発に展開されるよう、町会・自治会や商店街等に対し、設置費用等の補助を行っている。

#### ア 防犯設備の整備に対する区市町村補助（平成16年度開始）

※ 平成24年度より産業労働局へ執行委任

安全で安心なまちづくりを防犯設備面から推進するため、商店街及び商店街の連合会が防犯カメラ等を設置する経費について、区市町村を通じて補助している。

・事業実績（令和2年度）

補助総額 32,436千円

#### イ 地域における見守り活動支援（平成22年度開始）

町会・自治会等が単独で、又は連携して、見守り活動や防犯設備の整備などソフト・ハード両面を併せた総合的な地域安全対策を推進・強化するため、区市町村が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、防犯カメラ等の防犯設備の整備や見守り活動に必要な装備品等の経費について、区市町村を通じて補助しているほか、区市町村が青色防犯パトロールで使用する、青色回転灯等の購入に係る経費の一部を補助している。

・事業実績（令和2年度）

補助総額 226,364千円

※ 防犯設備補助事業に係る実績

安全・安心まちづくり推進地区の選定箇所数 累計約1,100箇所

#### ウ 登下校区域防犯設備整備補助事業（令和元年度開始）※教育庁へ執行委任

通学路に限らず、登下校において子供の安全対策が必要と区市町村が認める箇所への防犯カメラ設置に係る経費の一部を補助している。

※ 平成30年度まで通学路防犯設備整備補助事業として実施

・事業実績（令和2年度）

補助学校数 238校 補助総額 74,247千円

#### エ 防犯設備維持管理経費補助事業（令和元年度開始）・防犯設備運用経費補助事業（令和2年度開始）



地域の防犯力の維持向上に取り組む町会・自治会、商店街等を更に支援するため、町会・自治会、商店街等が設置・管理する防犯カメラ（※）の保守点検及び修繕に係る経費並びに電気料金及び使用料（共架料等）の一部について、区市町村を通じて補助している。

※ 上記ア、イの補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ

・事業実績（令和2年度）

防犯設備維持管理経費補助 補助総額 7,385千円

防犯設備運用経費補助 補助総額 4,919千円

オ 防犯カメラステッカー事業（令和3年度開始）

都の補助を受けて設置した防犯カメラの視認性を向上させ、「見せる」防犯による犯罪抑止とともに、地域における防犯意識の向上や来都者等の安心感醸成を図るため、防犯カメラの設置表示に用いるステッカーのデザインを提供している。



防犯カメラステッカーデザイン

## (2) 防犯ボランティアの活動支援

安全安心条例に基づき、防犯ボランティアが活動を継続・充実するために必要な支援を区市町村等と協働で行っている。

ア 防犯ポータルサイトの運営（平成17年度開始）

地理情報システム（Web-GIS）を活用した各種マップ、防犯ボランティア団体の概要や活動事例、子供の安全対策、都・区市町村の取組等を掲載したポータルサイト「大東京防犯ネットワーク」を運営している。

・防犯ボランティアデータベース登録団体

（令和2年度末） 900団体



イ 防犯ボランティアのつどい（平成17年度開始）

防犯ボランティア団体の拡充や活動の活性化を図るため、防犯の専門家によるセミナーのほか、他団体との意見交換の場を設け、交流を深めるとともに、防犯情報マップの活用・操作方法についての講習を実施し、パトロール等各種活動の高度化、効率化を図っている。



防犯ボランティアのつどい  
（令和2年12月5日）

・事業実績（令和2年度）

令和2年10月 青パトセミナー 参加者 29人（青色防犯パトロール車 14台）

令和2年12月 防犯ボランティアのつどい 参加者 22人

ウ 防犯団体等への本部長賞贈呈（平成28年度開始）

長年、防犯活動を実施している個人（団体）や、地域の安全安心に関して模範となる先駆的な防犯活動を実施している個人（団体）を表彰し、感謝の意を表すことで、一層の防犯活動の推進を図っている。

・事業実績（令和2年度）

表彰状 15団体、27人 感謝状 29団体



都民安全推進本部長賞表彰式  
（令和2年10月28日）

エ ながら見守り連携事業の推進（平成27年度開始）

犯罪や事故の被害に遭いやすい子供や高齢者等の弱者への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等の弱者を見守るネットワークの構築を進める。区市町村は、地域の実情を踏まえた個別協定を当該事業者と締結し、よりきめ細かな見守り活動を実施する。

都と事業者による包括協定（27社）	
平成27年度	一般社団法人東京都信用金庫協会、日本郵便株式会社東京支社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン
平成28年度	株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、ミニストップ株式会社、山崎製パン株式会社、株式会社ポプラ、国分グローサーズチェーン株式会社、株式会社スリーエフ、株式会社イトーヨーカ堂、東京都牛乳商業組合、東京都新聞販売同業組合、多摩新聞販売同業組合、東京ヤクルト販売株式会社、ヤマトホールディングス株式会社、佐川急便株式会社、東京電力ホールディングス株式会社
平成29年度	三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、住友生命保険相互会社、東京海上日動火災保険株式会社
平成30年度	東京都LPガス協会、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、日本通運株式会社首都圏支店
令和元年度	株式会社カクヤス、東京ハイヤー・タクシー協会
区市町村と事業者による個別協定（12区8市1村）	
平成27年度	荒川区、墨田区、杉並区、豊島区、江東区、武蔵野市、調布市、狛江市、三鷹市
平成28年度	港区、文京区、目黒区、世田谷区、渋谷区、葛飾区、小平市、東村山市
平成29年度	清瀬市、府中市、北区、神津島村



ながら見守りステッカー  
（車両用：見る角度で絵柄が変わる。）  
令和2年度末配布累計：約57,600枚



ながら見守りステッカー（店舗用）  
令和2年度末配布累計：約13,000枚

### オ 「動く防犯の眼」活動（防犯パトロール）の推進（平成17年度開始）

地域の防犯力を強化し犯罪を防止するため、自治体や防犯団体等にステッカー（デザイン）を提供し、巡回業務等で使用する車両等に貼付してもらうなど、地域の安全に係る取組への協力を要請している。



「動く防犯の眼」ステッカー

#### ・事業実績

参加車両（令和2年度末累計） 約222,000台

### カ 子供安全フェスタ（平成20年度開始）

子供に親しみがあるキャラクター等を起用した「防犯ショー」を中心としたイベントを開催し、子供が犯罪被害に遭わない方法を親子で楽しみながら学ぶ機会を設け、子供自身の防犯力の向上を図るほか、子供を見守る防犯ボランティア活動への保護者の理解を深める。



子供安全フェスタ  
（令和3年3月14日）

#### ・事業実績（令和2年度）

令和3年3月（オンラインイベントとして実施）

動画の総視聴回数 2,479回

### キ 防犯ボランティア団体結成促進事業（令和3年度開始）

防犯ボランティア団体が抱える「高齢化」と「担い手不足」という課題の打開策として、「市民ランナー」と「犬の飼い主」に着目し、「ランニングしながら」の見守り活動（RUNandSAFETY）及び「犬の散歩をしながら」の見守り活動（わんわんパトロール）を実施する団体からの申請に対して、防犯活動啓発グッズを配布している。

これにより市民ランナー等が街中をランニング等する際や、犬の飼い主が犬を散歩させる際に、街の安全安心を見守る「ながら見守り」を実施する防犯ボランティア団体の結成促進、育成を図っている。

## (3) 子供の安全対策

登下校時の見守りやパトロールのほか、地域で子供を見守るための活動促進、人材育成などを行っている。都内の刑法犯認知件数が減少している中、子供が犠牲となるいたましい事件事故が後を絶たない昨今の情勢を踏まえ、一層の取組を図っていく。

### ア 子供見守り活動事例集の作成・配布（平成23年度開始）

子供見守り活動事例集を作成し、町会・自治会、PTA、防犯ボランティア団体、行政、警察機関等へ配布している。

#### ・事業実績（令和2年度）

令和2年度子供見守り活動事例集 18,000部

### イ 親子で学ぼう、防犯教室（令和2年度開始）

事件事故に遭う危険性が高まる小学校入学前の子供を対象に、「すぐ逃げる」等の実践訓練により子供の危険予測・回避能力を向上させる防犯教室を



子供見守り活動  
事例集

実施している。また、保護者同伴で参加することで、子供の安全教育や見守り活動に対する保護者の意識の向上を図り、防犯教室受講後には、親子で繰り返し復習ができるドリルを配布している。

・事業実績（令和2年度）

11自治体にて実施

ウ 家庭での子供の安全啓発事業（平成30年度開始）

小学校低学年の児童及びその保護者などを対象とした子供の安全啓発動画を紹介するリーフレットを作成し、小学校入学予定の児童を持つ保護者等に配布することで、家庭における安全教育の普及・啓発を図っている。

・事業実績（令和2年度）

動画紹介リーフレット 135,000部



動画紹介  
リーフレット

#### (4) 在住外国人等の安全・安心施策の推進

都内の在住外国人は、令和3年1月現在約54.6万人（前年比約3.1万人減）と本年はやや減少しているものの、増加傾向にあり、在住外国人や外国にルーツを持つ者（以下「在住外国人等」という。）の子供も増えていくことが予想される。

そのため、在住外国人等も地域社会を構成する一員として「地域の安全」に協力してもらうため、在住外国人等を対象にした安全安心に関する取組や啓発を推進していくことが重要である。

ア 在住外国人等による子供の見守り活動（令和元年度開始）

在住外国人等が多く集まる地域で活動する団体等と連携・協力し、子供の見守り活動を実施することで、在住外国人等の子供の安全を確保するとともに、在住外国人等にも防犯意識を高めてもらい、地域における防犯力の向上につなげていく。

イ 在住外国人等の子供を対象にした安全啓発（令和2年度開始）

在住外国人等の子供の非行や犯罪被害を防止するため、小学校高学年以上を対象にした安全啓発に関するテキストを作成し配布するとともに、講座を実施している。

テキストは、通常の日本語よりも簡単で外国人にも分かりやすい「やさしい日本語版」に加え、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ベトナム語、ネパール語の計7種類作成し、区市町村、警視庁等を通じて配布するとともに、ホームページにも掲載して、広く活用できるようにしている。

講座は、オンライン実施も可能で、日本語または英語（申込時に選択）により開催している。

また、令和3年度は、新たに小学校低学年以下を対象に、分かりやすい表現で興味を持って見てもらえる安全啓発に関する啓発物を作成する。

・事業実績（令和2年度）

安全啓発講座 12回開催

安全啓発テキスト

（やさしい日本語） 3,500部

（英語） 3,000部

（中国語 簡体字） 1,000部

- (中国語 繁体字) 500部
- (韓国語) 500部
- (ベトナム語) 500部
- (ネパール語) 1,000部

ウ 在住外国人等に向けた情報発信（令和2年度開始）

在住外国人等に対し、安全安心に関する情報を届けるため、「やさしい日本語」や英語などを活用した情報発信をホームページ等で行うとともに、外国人が多く集まるイベントでの啓発や、在住外国人等の支援者を対象にした情報連絡会を開催している。

- ・事業実績（令和2年度）  
情報連絡会（3月開催）参加者 64人

(5) 有害情報等からの保護

青少年を様々な有害情報から保護し、青少年の健全な育成を図るため、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」（以下「健全育成条例」という。43ページ参照。）に基づき、青少年の生活環境の整備及び青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の防止など各種事業を実施している。

ア 立入調査（昭和39年度開始）

青少年を深夜（午後11時から翌日午前4時まで）に、カラオケボックス、まんが喫茶・インターネットカフェ等に立ち入らせないように、また、不健全な図書類が青少年に販売、貸付け、閲覧等されないよう、健全育成条例に基づき職員による立入調査及び自主規制等の実態調査を実施し、その指導に当たっている。

- ・事業実績（令和2年度）

a 深夜立入制限施設（カラオケボックス、まんが喫茶等）への調査（単位：店）

区 分	調査館数	青少年制限 掲示状況		年齢確認実施		フィルタリング 導入		深夜営業して いない店舗
		掲示 あり	掲示 なし	確認 あり	確認 なし	あり	なし	
興行場	0	0	0	0	0	-	-	0
カラオケボックス	4	3	1	4	0	-	-	0
まんが喫茶	5	4	1	5	0	-	-	0
インターネット カフェ	5	4	1	5	0	3	2	0

b 不健全図書類の販売状況に係る立入調査等（単位：店）

区 分	調査店舗数	指定図書類等の取扱状況						指定図書類等の 取扱なし
		指定図書類あり		表示図書類あり		類似図書類あり		
		適切	不適切	適切	不適切	配慮あり	配慮なし	
書店・ コンビニ店	86	1	37	8	9	1	0	44
映像・ ゲームソフト店	46	0	0	14	20	0	0	12

イ 健全育成功労者等表彰（昭和39年度開始）

青少年の健全育成に功績のあった人及び模範的行為を行った青少年等を対象に表彰等を行っている。

- ・事業実績（令和2年度）

被表彰者数 80（団体含む）、感謝状被贈呈者数 90

ウ 青少年健全育成協力員制度（平成16年度開始）

青少年が安心して育つ環境を整備するため、健全育成条例に基づく指定図書類及び表示図書類の包装及び陳列がより適切に行われるよう、東京都青少年健全育成協力員制度により、その徹底を図っている。

区市町村からの推薦などにより、都民を協力員として委嘱し、協力員は書店等において、区分陳列の状況等について調査し、都に報告する。都は、協力員からの通報や報告に基づき、問題のある書店等に対する立入調査を実施し、指導を行う。

<活動内容>

- ・指定図書類及び表示図書類の有無、包装・区分陳列・青少年制限掲示掲出の状況の確認
- ・その他成年向け図書類の自主規制状況の確認
- ・事業実績（令和2年度）

委嘱者数	活動者数 累計	調査店舗 累計	指定図書に 係る通報等	立入調査 実施件数	問題あり	問題なし
746	609	3,337	1	1	0	1

エ 携帯電話の危険性から子供を守るための取組（平成23年度開始）

(ア) 端末推奨

保護者が、青少年に持たせる携帯電話端末等を選ぶ際の目安・参考としてもらうため、青少年の年齢に応じ、青少年の健全な育成に配慮した端末等を推奨している。

<主な推奨基準>

- a おおむね小学生程度（専ら保護者等との連絡のために携帯電話端末等を利用する時期）

インターネット上のWebサイトの利用ができないことのほか、青少年が保護者の望まない相手との連絡を取ることを防止できること、青少年が身体への危機を感じた際等に、保護又は監護を可能とする機能（防犯ブザー等）があること等の要件を全て満たすこと

- b おおむね中学生程度（インターネット利用について学習している時期）

インターネット上のWebサイト利用はできるが、その推奨の対象としては、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用できることのほか、深夜の利用制限ができるとともに、深夜以外であってもゲーム等に長時間興じたり、高額な物品等を無制限に購入したりするなどにより、生活習慣を乱すような利用及び依存的な利用を抑止すること等の要件を全て満たすこと

(イ) 機能推奨

インターネット接続機器に利用者が付加することができ、青少年のインターネットの利用に伴う危険性（自撮り被害、自殺や犯罪、いじめなど）の除去に資するものとして、青少年を健全に育成する上で有益であると認める機能を推奨している。

<主な推奨基準>

青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資することのほか、青少年のプライバシーやサイバーセキュリティなどに配慮されていること

(ウ) 九都県市共同推奨

東京都が推奨した携帯電話端末等及び機能は、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市において共同して推奨することとしている。

オ ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営（平成21年度開始）

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルの被害者・加害者となるケースが発生しており、さらにはパパ活や自画撮り被害等といったSNSに起因する性被害関連のトラブルも社会問題となっている。

そこで、青少年やその保護者、学校関係者などを対象に、インターネットやスマートフォンに関する各種トラブルや悩みについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営している。

運営に当たっては、教育庁や福祉保健局など関係部局と連携して取り組んでいる。

<事業内容>

- ・ 青少年等のネット・スマホのトラブルや悩みに関する相談の総合的窓口
- ・ 相談内容の分析
- ・ 都民に対する啓発、広報活動 等

<受付方法> 電話・LINE（月～土、午後3時から午後9時まで ※日曜、祝日、年末年始を除く）  
メール〔スマートフォン、PC〕（常時）

- ・ 事業実績（令和2年度）

相談件数 2,822件（うち、青少年を当事者とする相談件数 1,325件）

相談が多いのは、中学1年生、次いで高校2年生

青少年を当事者とする相談で最も多い（約11%）のは「性的トラブル」

カ インターネット利用適正化・性被害等防止対策（平成18年度開始）

(ア) ファミリールール講座の運営

スマートフォンなどのインターネット利用端末やSNSなどのコミュニケーションツールの急速な普及や利用の低年齢化に伴い、生活環境の乱れに繋がるインターネット利用端末の長時間利用や、パパ活や自画撮り被害といったSNSに起因する性被害関係のトラブルなどが社会問題となっている。

このような様々な被害から都民を守るためには、インターネットやSNS等の利用においてトラブルに巻き込まれやすい青少年やその保護者、そして周囲の大人がこの問題について正しく認識し、対応方法などについて知識を持つことが必要である。

そこで、インターネットやSNSの利用に伴うトラブルの実態や、トラブルから身を守るための防止策を学ぶことのできる講座等を実施している。

<講座内容>

インターネット利用に関するトラブルや自画撮り被害などを取り上げる「基礎講座」と、

家庭のルール作りを支援する「保護者同士のグループワーク」、性被害等をより身近な問題として理解を深めてもらうための「大学生と考えるグループワーク」、「生徒自身による自主ルール作り」など、利用者のニーズに応じて選択できる「選択講座」がある。

・事業実績（令和2年度）

ファミリールール講座の開催 全649回、参加者 63,934人

大学生と考えるグループワーク 23校

生徒自身による自主ルール作り 10校

(イ) 啓発リーフレット等作成・配布

「自画撮り被害」などの性被害やネットトラブルの実態、相談窓口等をまとめた内容のリーフレットを作成し、都内全ての小学5年生、中学1年生及びその保護者、またネット利用の低年齢化を踏まえ、小学1年生の保護者を対象に配布している。

・事業実績（令和2年度）

リーフレット（小5用） 129,000部

（中1用） 127,000部

（小1保護者用） 167,000部

（小5、中1保護者用） 253,000部

(ウ) SNSトラブル防止動画コンテスト（令和元年度開始）

SNSの普及に伴い、社会問題となっているSNS利用に伴う様々なトラブルや被害等から青少年を守るため、SNS利用に伴う様々なトラブルや被害等への意識啓発及び知識の習得を促すため、都内在住・在学・在勤の13歳から29歳までの若者からSNSトラブル防止を啓発する動画等のコンテンツを募集するコンテストを開催している。

また、入選作品をデジタルサイネージ等で放映することで、青少年を被害から守る機運を醸成している。

・事業実績（令和2年度）

応募総数 252点（そのうち、最優秀賞ほか9作品を表彰）

(エ) SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発の強化（令和3年度開始）

SNSの不適切な利用に起因する性被害等に関する情勢が深刻化し、また、コロナ禍による在宅時間の増加によりインターネット利用に伴うトラブルに関する青少年の相談が増加する中、安全・安心な形でSNSを含むインターネットを利用できる環境の整備に取り組んでいく必要がある。

この喫緊の課題に対処すべく、第32期東京都青少年問題協議会の答申を踏まえ、SNSでの出会いの危険性等についての普及啓発を実施している。

<内容>

・SNS性被害等防止リーフレット等

都内の高校一年生向けに、SNSの性被害防止に関するリーフレット等を配布する。

・ネット等の性被害防止啓発講演会

青少年の健全育成に携わる大人向けに、オンラインを活用したシンポジウムを実施する。

・ターゲティング広告



SNS上でハイリスクな行動をとってしまう青少年や大人を対象に、インターネット上で、ターゲティング広告を配信する。

## (6) 再犯の防止等の推進

近年、刑法犯で検挙された者のうち、初犯者及び再犯者ともに減少傾向にあるが、再犯者の減少は小幅に留まり、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の割合）は上昇傾向にある。こうした中、平成28年12月の「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行や平成29年12月に策定された国の「再犯防止推進計画」を踏まえ、令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定した。本計画に基づき、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、区市町村、民間支援機関等と連携して必要な取組を推進する。

### ア 東京都再犯防止推進協議会の運営（令和元年度開始）

計画に基づき設置した東京都再犯防止推進協議会及び同実務者会議において、都、区市町村、都内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等が、当面する課題への対応等について包括的に協議し、再犯防止に向けた連携を充実・強化する。

### イ 犯罪に関する相談事業（支援コーディネーター事業）（平成30年度開始）

犯罪をした者が再犯に及ぶ背景には疾病などの様々な問題があり、その状況に応じた支援が必要であるため、犯罪をした者やその家族等を対象とした相談窓口を設置する。社会福祉士や精神保健福祉士が、電話等による相談に対応し、本人の状況や生活環境等についてアセスメントを行うことで、的確かつ必要な支援につなげ、再犯を防止する。

令和2年度から高齢者のほか、幅広い年齢層から相談を受け付けている。



犯罪お悩みなんでも  
相談ポスター

#### ・事業実績

平成30年度 高齢者万引き相談

万引きに関する悩みを抱える高齢者やその家族等を対象に相談窓口を設置

令和元年度 高齢者よろず犯罪相談

犯罪に関する悩みを抱える高齢者やその家族等を対象に相談窓口を設置

令和2年度 犯罪お悩みなんでも相談

犯罪に関する悩みを抱える者、その家族又は関係者を対象に相談窓口を設置

### ウ 犯罪をした者等の立ち直り支援等に資するガイドブックの作成・配布（令和元年度開始）

保護司をはじめ、区市町村職員、更生保護・福祉等の関係機関やNPO法人等の民間支援機関など、非行少年や犯罪をした者の社会復帰支援に携わる支援者の“立ち直りを支援する力”の向上と、支援者間相互のネットワークづくりを目的としたガイドブックを作成・配布している。

### エ 再犯防止に関する研修会（平成29年度開始）

再犯防止に携わる団体や職員の育成、及び団体相互の連携強化によ



非行少年・再犯防止支援  
ガイドブック

り、再犯防止の取組の裾野を広げるため、研修を開催している。

非行少年及び非行歴を有する若者などへの支援に関わる支援機関を対象としてきたが、令和2年度からは、さらに、犯罪歴のある成人の支援についても対象とし、実態の理解や情報交換等による連携強化を行い、民間協力者や団体、行政職員の活動・取組を支援している。

・事業実績

令和2年度 全4回、参加者 計479人

オ 保護司との連携（平成19年度開始）

保護司会など関係機関・団体が参加する「東京都再犯防止推進協議会」や「東京都子供・若者支援協議会」を活用し、保護司への有用な情報提供や必要な支援の協議等を行っている。

## (7) 非行少年等の立ち直り支援

非行少年は11年連続で減少している。しかし、刑法犯の犯罪少年について、その人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員）は、成人の人口比の約2倍であり、再犯者率は、10年連続で30%台と近年上昇傾向にある。

非行少年及び少年院出院者をはじめとする非行歴のある若者が再非行・再犯の道に陥ることを防ぎ、その立ち直りを地域で支援するため、普及啓発活動や社会復帰支援に向けた取組を行っている。また、万引きをはじめとする少年非行の防止に向けた取組を推進している。

ア 社会を明るくする運動（昭和26年度開始）

法務省の主唱による、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動である。国、都道府県、区市町村それぞれが推進委員会を設置して運動を実施しており、東京都は知事が推進委員会委員長となっている。毎年7月の強調月間を中心に、推進委員会が啓発キャンペーン等を行っている。

イ 再非行防止、社会復帰支援事業（平成27年度開始）

保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分を受けた者の割合を見ると、無職者は有職者の約3倍となっている。このことから、非行歴のある少年が立ち直り、社会の一員として自覚と責任を醸成していくためには、就労が重要であるという考えのもと、社会復帰に向けた取組を行っている。

(ア) 保護観察対象少年の会計年度任用職員雇用

保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用することで就労の機会を与え、本格的な就労に向けた第一歩とする。

(イ) 協力雇用主制度の普及啓発

非行歴のある少年が抱える事情等を理解して、当該少年を雇用し、立ち直りを支援する民間事業主である協力雇用主の拡大を図るため、普及啓発を行っている。

ウ 少年非行を防止する取組の推進

万引きは非行の入口とも言われており、繰り返すうちにより重大な犯罪を行うようになる場合もあるため、子供に万引きをさせない取組を推進している。

(ア) 子供に万引きをさせない連絡協議会の運営（平成18年度開始）

子供の非行防止や健全育成に資するため、子供の万引き防止対策を協議、推進する連絡協

議会を設置している。

- ・構成 学識経験者 1人、健全育成団体等 15人、行政等 3人

(イ) 啓発活動の推進（平成19年度開始）

子供の万引き防止をテーマとした「健全育成音楽劇」を実施し、「万引きをしない、させない、見逃さない」という気運づくりを進め、子供の規範意識を育む。令和2年度からは実施校の児童に、「万引き防止標語」の作成を通じて学習を深める取組を行っている。

また、万引き防止啓発リーフレット等を作成し、学校における指導を支援している。

- ・事業実績（令和2年度）

健全育成音楽劇（4校）

都内全小学校の中から実施校を選定し、地域の実態や課題に合わせ、各校の希望に沿った音楽劇や講話、及び鑑賞後の授業等を実施

万引き防止啓発リーフレット（合計381,000部）

発達段階に応じ3種類を作成し、都内全小中学校の小学2年生、5年生、中学2年生に配付



万引き防止標語  
商品棚掲示用ポップ



健全育成音楽劇



万引き防止啓発  
リーフレット

(8) 身近な犯罪の防止対策

都民の身近で発生する犯罪は多種多様であるため、情勢に応じて柔軟かつ機動的に対応することを基本とし、とりわけ令和2年に被害額63.4億円、被害認知件数2,896件にのぼった「特殊詐欺対策」を最重要課題として位置づけるとともに、「女性に対する犯罪の防止対策」等の各種被害防止対策を警視庁、区市町村、関係団体等と連携し実施している。

ア 特殊詐欺対策

(ア) 自動通話録音機の設置促進（平成28年度開始）

特殊詐欺根絶に向けて、警告メッセージと録音機能により、被害防止に最も効果の高い自動通話録音機を都民に配布・設置することを目的として、区市町村が購入する際の費用の一部を補助し、設置促進を図っている。

- ・事業実績（令和2年度）

補助台数 38,015台

補助総額 73,975千円



自動通話録音機の例

## (イ) 特殊詐欺根絶イベント等広報啓発活動（平成18年度開始）

警視庁等と連携し、被害多発地域に的を絞った「特殊詐欺根絶イベント」のほか、プロの劇団員による「特殊詐欺被害防止公演」、特殊詐欺の犯行手口を模した電話及びSMS（携帯電話のショートメッセージサービス）を活用した「特殊詐欺被害防止訓練」、その他様々な媒体を活用した広報啓発活動を実施している。

## ・事業実績（令和2年度）

特殊詐欺根絶イベント	1回
プロの劇団員による特殊詐欺被害防止公演	41回
特殊詐欺被害防止訓練	1回
特殊詐欺被害防止対策用リーフレット	30,000部
新型コロナウイルス感染症便乗詐欺被害防止対策用ポスター	6,000部
特殊詐欺加害者参入防止対策用ポスター	6,000部

## イ 女性に対する犯罪の防止対策（平成26年度開始）

警視庁等、関係機関と連携し、DV・ストーカー、痴漢、盗撮等の被害防止に向けて、注意すべき事項や被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談・連絡先を記載したリーフレットを作成・配布し、大学生、専門学校生等に対し、広く注意喚起を行っている。

## ・事業実績（令和2年度）

女性に対する犯罪被害防止用リーフレット	100,000部
女性に対する犯罪被害防止講習会	8回

## ウ 万引き対策（平成18年度開始）

万引き防止官民合同会議と連携した「万引きをしない、させない、見逃さない」社会環境をつくるためのキャンペーンや警視庁、事業者と共同した「万引きをしにくい店舗づくり」を実施している。

## ・事業実績（令和2年度）

万引き防止官民合同会議（書面開催）	1回
-------------------	----

## エ 危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定（平成27年度開始）

都、警視庁、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部の四者で、危険ドラッグ及び特殊詐欺の犯罪拠点として都内の建物が利用されないようにするため、平成27年5月に協定を締結した。本協定に基づき、都及び警視庁は協会に危険ドラッグ及び特殊詐欺に関する情報提供を行い、両協会は協会員へ建物を危険ドラッグの販売や特殊詐欺の用に供しないための啓発活動等を行っている。

## (9) 不法滞在外国人対策

都では、出入国在留管理庁、東京出入国在留管理局及び警視庁と連携して不法滞在外国人対策の取組を行ってきたが、令和3年1月現在、依然として全国で約83,000人（前年比24人減）の不法残留者が存在している。

不法残留者をはじめとした不法滞在者の多くが不法就労に従事しており、こうした背景には、雇用する側の事業主が、外国人の在留管理制度について十分な知識を持っていないことに加え、

不法滞在者等を低賃金の労働者として雇用している実態がある。

そのため、都では、不法滞在を可能としている環境の改善を図るため、東京出入国在留管理局、警視庁及び東京労働局などと連携し、事業主を対象とする不法就労防止啓発講習などの対策を実施している。

ア 不法就労防止啓発講習（平成18年度開始）

不法就労者が従事する職種は多岐にわたっている。出入国在留管理局の統計（令和3年3月発表）によれば農業従事者が最も多く、次いで、建設作業員、工員、労務作業員、サービス業従事者の順となっている。そこで、農業従事者を除く当該職種の事業主等を中心に、在留管理制度の正しい認識や適正雇用についての意識を高めるため、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）や労働関係法令の知識を有する民間団体に委託し、不法就労防止啓発講習を実施している。

また、平成28年度からは、企業の人事担当者が一堂に会す展示会で、東京出入国在留管理局、東京労働局、警視庁と連携して、外国人労働者雇用マニュアル等の配布や外国人雇用に関する相談会を行っている。

- ・事業実績（令和2年度）

不法就労防止啓発講習 23回、受講人数 923人

イ 「外国人労働者雇用マニュアル」の作成（平成18年度開始）

外国人労働者を雇用する際の注意点を分かりやすく解説した「外国人労働者雇用マニュアル」（日本語版のほか、外国語版8言語）を作成している。日本語版は冊子化（外国語版はホームページ掲載のみ）し、講習の際に教材として活用するほか、団体や企業等に配布している。

- ・事業実績（令和2年度）

20,000部を増刷し、日本語版の講習会での活用や事業者等へ配布



外国人労働者雇用マニュアル

ウ 外国人適正雇用推進月間（平成22年度開始）

都内における外国人の適正雇用を呼びかけるため、毎年6月及び12月に東京出入国在留管理局、警視庁、東京労働局、区市町村等関係機関と連携した街頭キャンペーンを実施している。

- ・事業実績（令和2年度）

12月 2か所で実施



街頭キャンペーン  
（品川駅）

エ 外国人適正雇用推進宣言事業所づくり（平成23年度開始）

都内の事業主に対して適正雇用への意識を高めてもらうため、会社、店舗等の事業所を訪問して「外国人適正雇用推進宣言事業所マグネット」を配付し、事業所の入口付近や顧客等の目に留まりやすい場所に貼付してもらうことで、不法就労を許さない環境づくりに取り組んでいる。

(10) 外国人滞在支援対策

都内在住の外国人は、令和3年1月現在約54.6万人（前年比約3.1万人減）であり、外国人居住者の数は全国最多となっている。

外国人の中には、生活環境、文化、言語の違いから、日本人住民とトラブルとなる者や、日本の法律の不知、忘却、錯誤から、意図せずに法を犯してしまう者も存在する。このため、都では在留外国人に日本のルール・マナーや法律を正しく理解してもらい、トラブルを未然に防ぐ対策に取り組んでいる。

ア 滞在適正化講習（留学生等に対する生活指導講習）（平成27年度開始）

来日外国人が犯罪に関与せず、日本で適正な生活を送れるようにするため、留学生や技能実習生等を対象に出張型の啓発講習を実施している。

・事業実績（令和2年度）

3回、受講人数 53人

イ 「外国人在留マニュアル」の作成（平成27年度開始）

来日外国人が、日本で適正な生活を送れるよう、外国人が犯しがちな入管法、刑法、道路交通法等の日本の法律やルール・マナーを理解してもらうため、「外国人在留マニュアル」（日本語版のほか、外国語版21言語）を作成している。

本マニュアルは各言語版をホームページに掲載しているほか、都内在住の外国人の人口構成を参考に日本語版及び外国語版の計12言語を冊子化し、滞在適正化講習での活用や東京出入国在留管理局、外国人在留支援センター、区市町村、警視庁等を通じて広く配布している。

・事業実績（令和2年度）

外国人在留マニュアル

（冊子）

日本語	12,000部
中国語 簡体字	14,000部
英語	10,500部
韓国語	2,000部
ベトナム語	9,000部
ネパール語	4,000部
タイ語	2,500部
ミャンマー語	2,000部
マレー語	1,000部
モンゴル語	1,000部
ベンガル語	1,000部
インドネシア語	1,000部

（ホームページ掲載のみ）

中国語（繁体字）、フランス語、ポルトガル語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ロシア語、シンハラ語、ウルドゥー語、ペルシャ語

ウ 来日外国人向け啓発DVDの活用（平成27年度開始）

日本に在留する外国人（観光客を含む。）に対して、日本の法律やルール・マナーを教示するDVDを作成し、留学生等に対する生活指導講習で活用している。



外国人在留マニュアル

## エ 「外国人旅行者マニュアル」の作成（令和元年度開始）

外国人旅行者が、文化の違いや法律の不知等により、意図せずトラブルに巻き込まれる、あるいは法を犯すことがないように、注意してほしい日本の法律やルール・マナーを理解してもらうためのマニュアルを作成し配布している。

### (11) 暴力団排除対策

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力に加え、その組織実態を隠蔽しながら、企業活動を仮装するなどして建設業、金融業、産業廃棄物処理業といった各種の事業活動を行い、資金獲得活動を活発化させている。

また、公共事業への介入や特殊詐欺、各種公的給付金制度を悪用した詐欺事件など、経済や社会情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っている。

都は、公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、行政対象暴力対策を推進して、都のあらゆる事業から暴力団を排除するとともに、社会全体で暴力団排除気運を高めるためのキャンペーンを実施するなど、区市町村や警視庁等と連携した広報啓発活動を行い、実効性のある暴力団排除対策を実施している。

#### ア 暴力団排除対策（平成21年度開始）

平成21年度より総務局と連携し、行政対象暴力対策のための連絡会議や講習会を開催している。また、財務局と連携して都の契約からの暴力団排除を推進し、平成22年11月に改正した「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」に基づいて、東京都の契約から暴力団関係企業8社（令和3年3月末現在）を排除した。

また、「区市町村暴力団排除担当課長連絡会議」等を通じ、暴力団情勢等についての情報提供等を行い、区市町村との連携や情報共有を図っている。

#### イ 東京都暴力団排除条例の施行に伴う取組（平成22年度開始）

暴力団排除対策の重要性について都民の理解を深めるとともに、暴力団排除気運の更なる向上を図るため、警視庁、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、法務省及び区市町村と連携し、各種企業における講習や中高生とその教育者、少年院在院者等に対する実演式の講話等を通じ、暴力団排除に向けた取組を推進している。

##### ・事業実績（令和2年度）

暴力団排除に係る実演式講話の実施	11回
（内、教育庁等と連携した中高生への講話の実施	7校、
法務省等と連携した少年院在院者への講話の実施	2回）
行政対象暴力対策連絡会議	1回
暴排イベントの実施	2回



暴力団排除に係る実演式講話



暴排イベント

## (12) 「街の安全みまもり」の推進（令和元年度開始）

東京2020大会開催において、東京都は開催都市として、地域の安全安心を提供する責務があり、そのためには、広く都民の参画を呼びかけ、官民一体となって安全安心を確保しなければならない。当本部では、東京2020大会に向けた東京都安全・安心推進会議における治安対策分科会の事務局を担うほか、広く都民に対し、普段の通勤や買い物などの外出時に、街の様子にいつもと違う点がないかをよく気にかける「街の安全みまもり」を呼びかけ、東京2020大会への参画意識と防犯意識の啓発を行っている。

### ・事業実績（令和2年度）

#### 広報啓発活動の実施

オンラインイベント 2回（1月、3月）

Webへの広告 通算約3か月間

#### 事業者との連携

連携事業者数 132社・団体

#### 出前講話の実施

防犯ボランティアの会合にて講話を実施 1回



### 3 交通安全対策等の推進

交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故のない安全安心な都市東京を実現していくため、令和3年4月に「第11次東京都交通安全計画」を策定した。同計画及び同計画に基づき具体的な対策を取りまとめた年次計画である「東京都交通安全実施計画」（いずれも「東京都交通安全対策会議」策定）を踏まえ、様々な交通安全対策を推進している。

また、「第11次東京都交通安全計画」の実施体制として、知事を会長とする「首都交通対策協議会」を設置し、同協議会の部会において、交通安全運動の実施要領等を決定している。

とりわけ、全交通事故に占める割合が高水準で推移している自転車事故については、その安全利用を社会全体で推進していくため、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（以下「自転車安全利用条例」という。43ページ参照。）において、自転車販売時の啓発の義務化や、従業員教育に係る推進者の選任、児童や高齢者のヘルメット着用促進、自転車損害賠償保険等への加入義務化等に関する規定を整備している。

#### 参考 「第11次東京都交通安全計画」

都内の陸上交通に関する交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、5か年の大綱として策定した。

##### (1) 計画年度

令和3年度から令和7年度まで

##### (2) 計画目標

- ・令和7年までに、24時間死者数を110人以下、死傷者数を27,000人以下とすることを目指す。  
（※令和2年中の死者数は155人、死傷者数は29,043人）
- ・鉄道事故において、乗客の死者数ゼロの継続及び運転事故全体の死者数の減少を目指す。
- ・踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。

##### (3) 重視すべき視点

高齢者及び子供の交通安全の確保、自転車の安全利用の推進、二輪車の安全対策の推進、飲酒運転の根絶、先端技術の活用、「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進、東京2020大会を踏まえた交通安全

(1) 交通事故防止

ア 春・秋の全国交通安全運動（昭和23年度開始）、TOKYO交通安全キャンペーン（平成4年度開始）

都民一人ひとりに交通安全意識を浸透させ、実践、習慣づけるための広報啓発活動（ポスターの掲示及びリーフレットの配布、イベント等）を、警視庁、区市町村をはじめとする関係機関・団体等と連携して行っている。

・事業実績（令和2年度）

春の全国交通安全運動 令和2年4月6日から15日まで

秋の全国交通安全運動 令和2年9月21日から30日まで

TOKYO交通安全キャンペーン 令和2年12月1日から7日まで



ポスター各種（左から令和2年春、令和2年秋、令和2年冬）

イ 暴走族追放の普及啓発（昭和62年度開始）

毎年6月を「暴走族追放強化期間」として、警視庁等と連携して、暴走族追放ポスターを作成し掲示するなど、暴走族を許さない環境づくりを促進している。

・事業実績（令和2年度）

暴走族追放ポスター 8,150枚

暴走族追放チラシ 17,800枚



暴走族追放ポスター

ウ 過積載防止対策（平成4年度開始）

「過積載防止対策庁内連絡会議」を設置して、都の公共工事等から過積載運行車両を排除するため、工事現場の巡回調査や現場総点検の実施などの防止対策に取り組んでいる。また、過積載走行による悪影響や関連する法令等を記載したパンフレットや啓発用ステッカーを作成・配布し、工事関係者等への周知及び啓発を行っている。

・事業実績（令和2年度）

パンフレット 6,200部、ステッカー 6,700枚



パンフレット

ステッカー

エ 首都交通対策協議会会長賞の贈呈（平成10年度開始）

交通安全対策の功労が特に顕著であった区市町村、当該地域の交通安全協会及び高齢者の事故防止対策に積極的に取り組んだ団体に対し、首都交通対策協議会会長賞を贈呈し、より一層の交通安全対策の推進を図っている。

・事業実績（令和2年度）

板橋区、八王子市、板橋・高島平・志村・八王子・高尾・南大沢交通安全協会及び株式会社JCM

オ 区市町村の交通安全教育担当者への実務講習会（平成14年度開始）

区市町村の交通安全教育担当者を対象に、交通安全に関する知識及び実務能力を身に付ける講習会を実施し、区市町村が行う交通安全教育を支援している。

・事業実績（令和2年度） 1回

カ 子供と高齢者、外国人等の交通安全対策

(ア) 参加・体験型の交通安全教育

道路横断時の危険性を疑似体験できる「歩行者シミュレータ」（平成19年度開始）や反射材の効果を視認できる「くらピカBOX」（平成22年度開始）等による交通安全教育を実施している。

・事業実績（令和2年度）

歩行者シミュレータの運用 90回 体験者 7,597人

くらピカBOXの貸出 3回



歩行者シミュレータ

(イ) 高齢者交通事故防止の普及啓発（平成18年度開始）

警視庁や関係機関・団体等と連携し、高齢者向けの交通安全教室を実施しているほか、高齢者の重大事故が社会問題化していること等を踏まえ、運転免許の自主返納制度や免許返納後の生活サポートについての周知を行っている。

令和2年度は、一般社団法人東京バス協会が発行する冊子「東京都シルバーパスを利用されるみなさまへ」に記事を掲載した。また、各種イベントや高齢者が集まるスー

パー、駅、公園等において、一人でも多くの高齢者に交通安全意識が浸透するように、反射材やチラシの配布を通じて普及啓発活動を行っている。

平成30年度からは自動車等を運転する高齢者等を対象に、「高齢ドライバー交通安全セミナー」を開催しているほか、令和2年度は、高齢ドライバー及びその家族を対象とした運転免許に関する「休日家族相談会」や、新聞折込チラシによる免許返納後のサポート体制の周知を行うなど、高齢ドライバーの交通事故防止に取り組んでいる。

・事業実績（令和2年度）

高齢ドライバー交通安全セミナー 1回

休日家族相談会 1回

運転免許自主返納普及啓発チラシ 2,870,000枚



高齢ドライバー  
交通安全セミナー

## (ウ) 地域交通安全ふれあい事業（平成21年度開始）

区市町村が主催する高齢者対象の講習会等において、都が出前形式で俊敏性測定器や反射材効果体験ツール（くらピカBOX）、二輪車シミュレータ等を用いた参加・体験型の交通安全教育を実施し、地域の交通安全意識の向上を図っている。

・事業実績（令和2年度） 3回 参加者 52人



休日家族相談会

## (エ) 高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助（令和元年度開始）

高齢者が後付けの安全運転支援装置を購入・設置した場合に、費用の一部について事業者を通じ補助することで、高齢運転者の交通安全を推進している。

・事業実績（令和2年度） 5,592台

## (オ) 外国人に対する交通安全教育（平成27年度開始）

外国人向けに制作した交通安全教育DVDの貸出し等により、外国人の交通ルールの遵守及びマナーの向上を図っている。

・事業実績（令和2年度）

訪日旅行者向け交通安全短編映像集の上映（JAL・ANA国際線）

東京動画（東京都公式動画チャンネル）への掲載 9か国語

## キ 飲酒運転対策（平成18年度開始）

警視庁、区市町村等の関係機関と連携し、飲酒運転根絶の気運醸成を図るため、特に飲酒の機会が増える夏季を捉えて「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」を実施している。

また、年間を通じて、飲酒運転根絶ステッカーを作製、酒類提供店等へ配布し、店内での掲示や呼び掛け等を依頼している。

・事業実績（令和2年度）

飲酒運転させないTOKYOキャンペーン（令和2年7月1日から7日まで）

街頭ビジョン及び電光掲示板における広報 23か所で実施

飲酒運転根絶ステッカー配布 3,085枚

（飲食店用 786枚、販売店用 504枚、駐車場用 444枚、共用 1,351枚）



飲酒運転根絶ステッカー

## ク 東京都交通安全ポスターコンクール（平成25年度開始）

都内在住又は在校の小学生を対象として、子供の交通安全意識の向上と子供の目線から交通事故防止を訴えることを目的にポスターコンクールを実施している。

優秀作品は、「知事賞」、「本部長賞」等として表彰し、知事賞作品は春・秋の全国交通安全運動のポスター等に活用している。

・事業実績（令和2年度）

応募総数 258点（このうち知事賞2点含む26点を選出）

## ケ 交通短期保護観察処分者に対する交通安全教育（平成18年度開始）

交通短期保護観察処分に付された少年に対し、講義を通じて命の大切さや社会的責任に関する内容を中心とした交通安全教育を実施している。

コ 自動車運転代行業の認定等に関する同意・監督（平成27年度開始）

国土交通大臣から都道府県知事への権限委譲に伴い、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に基づき、自動車運転代行業の認定等に関する同意及び監督に係る事務を行っている。

(2) 自転車安全対策

ア 自転車安全利用普及啓発

都内では、交通事故全体が減少する中で、自転車に関与した事故の割合は増加傾向にあり、ルール・マナーを守らない自転車利用者の問題が社会的関心を集めている。このため、自転車販売時の啓発の義務化など、自転車の交通ルールを広く周知し、安全利用の促進を図っている。



イベントと連携したスケアード・ストレイト交通安全教室

(ア) 自転車安全利用TOKYOキャンペーン（平成20年度開始）

社会全体で自転車の安全利用を推進するため、自転車安全利用条例や東京都自転車安全利用推進計画（以下「推進計画」という。）を踏まえ、毎年5月の自転車月間に合わせて、区市町村、警察及び関係団体と連携してキャンペーンを実施している。

キャンペーン期間中は、広く都民に対して自転車の安全利用の意識向上を図るため、各区市で開催される大規模イベントと連携し、自転車シミュレータを活用した交通安全教室やスケアード・ストレイト交通安全教室を実施している。

(イ) 自転車シミュレータ交通安全教室（平成24年度開始）

子供から高齢者まで、自転車のルールを分かりやすく習得できる自転車シミュレータやVR機器を活用し、区市町村や学校等と協働して交通安全教室を開催している。



自転車シミュレータ交通安全教室

・事業実績（令和2年度） 133回

(ウ) 自転車安全利用宣言証の交付（平成27年度開始）

自転車シミュレータ交通安全教室や自転車安全利用TOKYOセミナーの受講者等に、自転車の安全利用を常に心掛け、行動につなげてもらえるよう、「自転車安全利用宣言証」を交付している。また、自転車安全利用協賛企業を募集・認定し、宣言証保有者には、協賛企業からの特典が付与される。



自転車安全利用宣言証



特典を受けられる店舗・施設のステッカー

(エ) 自転車安全利用PRサポーター（平成27年度開始）

東京交通少年団を「自転車安全利用PRサポーター」に任命し、自転車利用時のヘルメット着用等の交通ルール・マナーを地域の子供から発信することで、自転車の安全利用の普及啓

発を図っている。

(オ) 自転車用ヘルメット普及促進事業（平成27年度開始）

自転車安全利用条例や推進計画の趣旨を踏まえ、自転車用ヘルメットの着用気運を醸成するため、東京都自転車安全利用サポーターの協力を得ながら、自転車乗用時のヘルメット着用の必要性等に関する広報を実施している。

(カ) 自転車交通ルールのチェックシート配布（平成28年度開始）

自転車小売業者等による販売時の交通ルールの啓発義務化をするなど、民間事業者と連携し、自転車販売店において交通ルール等をまとめたチェックシートを配布することで都民等へ啓発を行っている。

(キ) 免許返納者等高齢者向け自転車安全利用講習会の開催  
（平成30年度開始）

運転免許返納者数の増加に伴う、代替交通手段としての自転車利用の増大を見据え、区市町村と連携した講習会を開催している。



実技講習風景

・事業実績（令和2年度） 1回

(ク) 東京都自転車安全利用サポーター（平成30年度開始）

主体的に自転車安全利用に向けた取組を行う事業者と協定を締結し、当該企業を「東京都自転車安全利用サポーター」として認定し、サポーター証を授与している。



東京都自転車安全利用サポーターロゴマーク

・指定実績（令和2年度末） 8社

(ケ) 自転車損害賠償責任保険等への加入促進（令和2年度開始）

令和2年4月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入を自転車利用者、未成年者の保護者、自転車使用事業者、自転車貸付業者に対して義務付けた。

各種媒体を活用して、条例改正の内容や保険加入の必要性を都民に対して啓発していく。

イ 自転車安全利用TOKYOセミナー（平成26年度開始）

自転車安全利用条例や推進計画では、行政、自転車利用者、事業者など、自転車に関わる全ての主体が果たすべき役割を示している。

このうち、通勤や業務で自転車利用を認める都内の事業者を対象に、従業員に対する自転車利用のルール・マナーの向上や交通安全教育の推進、放置自転車の防止対策等に努める事業者の取組を支援するとともに、事業所内での取組が普及・定着するよう、事業所内で自転車安全利用を推進するリーダーを育成する講習会をWeb配信の回も設けて開催している。

・事業実績（令和2年度） 8回

ウ 自転車安全利用推進事業者制度（平成28年度開始）

自転車安全利用条例に基づき、事業者は、従業員に対して自転車に関する研修や情報提供等の必要な措置を講じるため、自転車安全利用推進者を選任することが努力義務となっている。都ではこの取組を進める事業者に支援を行うため「自転車安全利用推進事業者制度」を実施し、自転車安全利用TOKYOセミナーの情報提供や社内研修のための講師を紹介するなどしている。

## エ 自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助（令和元年度開始）

自転車の安全性や都民の安全利用意識を向上させ、自転車安全利用の促進を図るため、都民の自転車点検整備や自転車安全利用を促進する事業を実施する区市町村に対し補助を行っている。

・事業実績（令和2年度）

補助対象区市町村 15区市

補助総額 12,809千円

## オ 放置自転車対策

都内の駅周辺における自転車等の放置台数は、ピーク時の平成2年には約24.3万台にも上っていたが、令和2年の調査では約2.1万台にまで減少している。しかしながら、依然として駅周辺には大量かつ無秩序に自転車等が放置され、歩行者や緊急車両等の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど見過ごすことのできない社会問題となっている。このため、区市町村や関係機関、地域と連携して、放置自転車を減らすための取組を推進している。

### (ア) 放置自転車の実態調査（昭和52年度開始）

区市町村を通じて、駅前の放置自転車等の実態等について調査を実施し、結果を取りまとめ公表し、対策に役立てている。

・事業実績（令和2年度調査）

都内の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

21,035台（前年度比3,973台減少）

### (イ) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン（昭和59年度開始）

毎年10月下旬の10日間に、都内全域において、区市町村とともに、警視庁や鉄道・バス事業者、商工業団体、交通安全普及団体等と連携して、ポスター・リーフレットによる広報や、Web広告を行うほか、駅頭での放置防止啓発キャラバン隊による普及啓発活動を実施している。



恵比寿駅周辺での普及啓発活動

・事業実績（令和2年度）

駅前等での広報啓発活動 76駅、放置自転車の撤去活動 421駅

### (ウ) 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈

都内の駅前放置自転車対策事業に功労があった団体や個人に対し、知事名による感謝状を贈呈することにより、駅前放置自転車対策のより一層の促進を図っている。

・贈呈実績（令和2年度）

3件（個人1名、2団体）

## (3) ITS等を活用した交通の円滑化と安全の促進

ITS（Intelligent Transport Systems：高度道路交通システム）とは、最先端の情報通信技術により、人、道路、車両の間で情報をやりとりし、事故抑制や渋滞解消などを目指す交通システムの総称である。

都は、ITS等を活用した交通対策を行っている。

ア ITS等を活用した集中的な渋滞対策

警視庁及び東京国道事務所と連携し、三環状道路等、道路ネットワークの整備とあわせ、既存の道路空間を活用し即効性のある渋滞対策として、都内主要渋滞箇所（※）を対象に、ITS技術も活用して交通流の円滑化を図っている。

※ 主要渋滞箇所 首都圏ボトルネック対策協議会が、渋滞関係データから、渋滞が多発している箇所や特定日に混雑している箇所を抽出し、国民や民間事業者、道路管理者から意見聴取を実施した上で特定した箇所である。

<内容>

- ・ ITS技術を活用した交通流円滑化
- ・ 荷さばき対策・客待ちタクシー対策
- ・ 道路施設の改善
- ・ 普及啓発

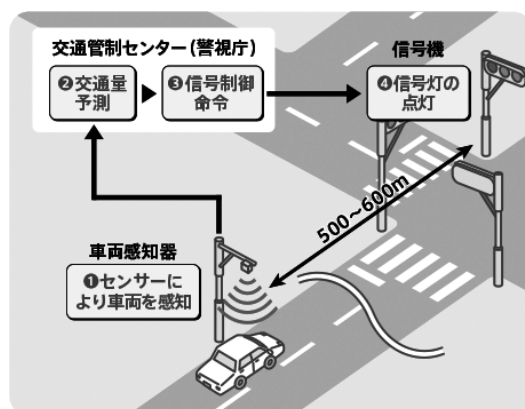
<ITS技術を活用した交通流円滑化の具体的対策内容>

- ・ 需要予測信号の導入

交差点に到着する交通量を予測し信号制御を行うもので、情報を収集してから信号制御に反映するまでのタイムラグを解消し、急激な交通渋滞の未然防止や抑制を図ることを目的としている。

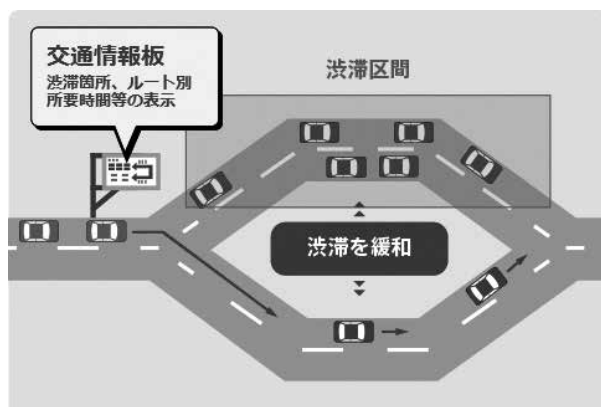


渋滞解消サポーター  
ハイパースムくん



- ・ 交通情報板の設置

渋滞箇所の迂回誘導のため、ドライバーに対する情報提供として、交通管制センターからの遠隔制御により、渋滞箇所やルート別の所要時間等を表示し、交通量の分散を図ることで渋滞の緩和につなげている。





イ 震災時等における運転者等への情報提供

震災時等において、運転者等の安全確保や緊急車両の円滑な通行を確保するため、公益財団法人日本道路交通情報センターの「道路交通情報Now!!災害時情報提供サービス」を利用し、運転者等に対し、道路交通に関する情報（通行止情報や渋滞情報）と都が把握した火災情報を併せて、効果的な情報提供を行っていく。



提供する画面のイメージ（ダミー情報を表示）

## 4 若年支援施策の推進

子供・若者を取り巻く社会状況は、同世代人口の減少、情報通信技術の普及・発展、国際化の進展など、めまぐるしく変化している。また、困難を有する子供・若者については、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況になっている。

こうした状況を踏まえ、子供・若者が、安全安心な環境の中で心身ともに健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都青少年問題協議会の運営や、健全育成条例、東京都子供・若者計画等を踏まえた、若者育成支援施策を推進している。

具体的には、東京都青少年問題協議会において、青少年施策の調査・審議などを実施するほか、健全育成条例に基づき青少年健全育成審議会を開催して青少年の生活環境の整備を行っている。また、東京都子供・若者計画（第2期）を踏まえ、関係各局や区市町村、国・関係機関、民間団体等との連携を図り、若者育成支援に係る総合的な取組を進めている。

### 【参考】 東京都青少年問題協議会（昭和28年度設置）

青少年問題に関する総合的施策について必要な重要事項を調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見を具申するための知事の附属機関である。

東京都は、同協議会からの答申等を受け、青少年健全育成の推進を図るため、様々な施策を展開している。

- ・ 根拠法令等 地方青少年問題協議会法、東京都青少年問題協議会条例
- ・ 構成 会長 東京都知事  
委員 東京都議会議員 6人、学識経験者 16人以内、  
関係行政庁の職員 5人以内、東京都の職員 8人以内

#### ・ 過去5期の審議内容

時期	審議テーマ	都の取組
第28期 (平成22年1月)	メディア社会が広がる中での青少年の健全育成	青少年健全育成条例の一部改正
第29期 (平成26年2月)	青少年へのインターネット・携帯電話への依存に関する調査研究 (専門部会の中間報告)	ネット依存予防の取組（家庭や学校におけるルール作り支援など）
第30期 (平成27年8月)	「東京都子供・若者計画（仮称）」について	都及び区市町村における子供・若者支援施策の枠組み作りの促進
第31期前期 (平成29年5月)	児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について	青少年健全育成条例の一部改正
第31期後期 (平成30年7月)	ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について	地域の若者支援社会資源ポータルサイト（若ぼた）の構築
第32期前期 (令和2年4月)	東京都子供・若者計画の改定について	東京都子供・若者計画（第2期）策定
第32期後期 (令和2年12月)	SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成	ターゲティング広告等による普及啓発の強化

## (1) 若者総合相談支援事業

若者を取り巻く環境は、同世代人口の減少、家族構成の多様化、メディアや情報通信技術の普及・発展など、めまぐるしく変化し、社会的自立に困難を有する若者の持つ背景はこれまで以上に複雑化・深刻化している。このため、若者からの幅広い分野にまたがる相談を一次的に受け付ける若者総合相談支援事業を実施している。

ア 東京都若者総合相談センター「若ナビα（アルファ）」の運営（平成29年度開始）

人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しするため、東京都若者総合相談センター「若ナビα（アルファ）」を運営している。



「若ナビα」では、若者本人やその保護者等を対象に、電話相談、メール相談、LINE相談及び面接相談を行っている。令和3年5月からは、面接相談への心理的・時間的ハードルを下げ、相談者にとってより利用しやすい環境となるようオンライン相談を開始している。なお、メール及び面接相談は、英語、中国語及び韓国語の3つの外国語にも対応している。また、若者支援の現場で課題に直面している支援者に対し、ノウハウの提供や助言等の支援を実施している。

・事業実績（令和2年度）

電話相談：新規相談件数	1,575件	（延べ相談件数	5,480件）
メール相談：新規相談件数	369件	（延べ相談件数	493件）
LINE相談：新規相談件数	1,341件	（延べ相談件数	1,724件）
面接相談：新規相談件数	53件	（延べ相談件数	181件）

## (2) 地域における若者の自立等支援体制の整備

区市町村において、地域のニーズに応じて若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、相談窓口設置費用の補助を行うなど、地域における若者の自立等支援体制の整備を促進している。

ア 子供・若者自立等支援体制整備の推進（平成23年度開始、平成28年度再構築）

社会的自立に困難を有する若者のための相談窓口の設置又は支援事業の新設・拡充を行う区市町村に対して、費用の一部を補助するとともに、区市町村職員向けに情報交換会等を行っている。

・事業実績（令和2年度）

活用自治体：4自治体（新宿区、豊島区、練馬区、八王子市）

イ 地域支援者向け講習会（平成20年度開始）

社会的自立に困難等を抱える若者やその家族を支援につなげるため、民生・児童委員等の地域支援者向けに、講習会を開催している。

また、困難等を抱える若者やその家族を支援するためのハンドブック等を作成し、情報提供を行っている。

・事業実績（令和2年度）

2回（書面開催）

ウ 地域の若者支援社会資源ポータルサイト（若ぼた）の運営（平成30年度開始）

若者支援機関の情報を提供することにより、区市町村における若者支援の充実に資するポータルサイトを運営している。

- ・掲載支援機関数（令和2年度末） 244機関

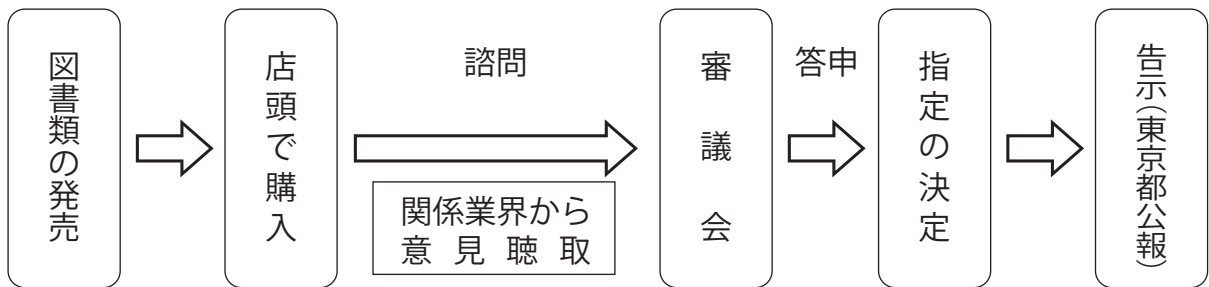
(3) 青少年健全育成審議会（昭和39年度開始）

青少年健全育成審議会は、知事が青少年に有益な映画、演劇、がん具類及び図書類を推奨し、又は不健全なものを指定し、若しくは有害広告物に対する措置を命じようとするときに意見を聴くための附属機関である。平成13年度に、専門的事項に対応するために専門委員制度を設けた。

- ・構成 業界に關係を有する者 3人以内、青少年の保護者 3人以内、学識経験を有する者 8人以内、關係行政機関の職員 3人以内、東京都の職員 3人以内
- ・事業実績（令和2年度）

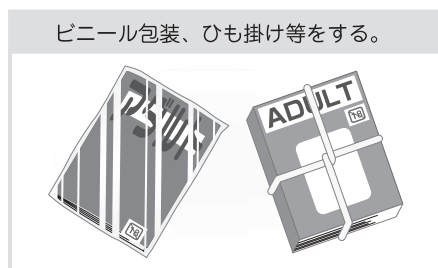
審議会 7回、優良映画等の推奨 6作品、不健全図書類の指定 14冊

(ア) 不健全図書類指定の流れ

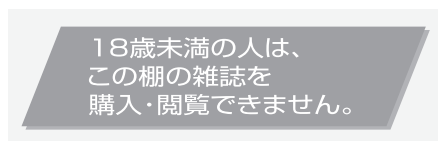


(イ) 不健全図書類指定の効果

- ・指定図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。
- ・青少年が指定図書類を閲覧できないよう包装しなければならない。
- ・指定図書類を他の図書類と明確に区分陳列し、営業の場所を容易に監視できる場所に置かなければならない。
- ・指定図書類の陳列場所には、青少年への販売等を制限する掲示をしなければならない。



包装



制限掲示



区分陳列

#### (4) いじめ問題対策

いじめ防止対策推進法（平成25年施行）第30条及び東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年施行）第12条に基づき、知事部局として、都立学校に関していじめ問題に係る取組を行っている。



## 第3 参 考 资 料





## 1 所管条例一覧

条例名	制定年 (最終改正)	目的等
東京都安全安心まちづくり条例	平成15年 (平成27年)	都の区域における個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪及び事故の防止に関し、都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全安心まちづくりを推進し、もって安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を図る。
東京都青少年の健全な育成に関する条例	昭和39年 (平成29年)	青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図る。
東京都交通安全対策会議条例	昭和45年 (平成25年)	交通安全対策基本法第17条第5項の規定に基づき、東京都交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める。
東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	平成25年 (令和元年)	自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車の利用に関し、基本理念を定め、都、自転車利用者、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定める。
東京都青少年問題協議会条例	昭和28年 (平成26年)	地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき、知事の附属機関として設置する東京都青少年問題協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## 2 所管計画等一覧

計画名	根拠法令等	策定	計画期間	概要
安全安心 TOKYO戦略	-	平成27年	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京の治安の現状等を分析した上で、都民の不安の解消にも目を向け、取組の方向性を示したもの</li> <li>○振り込め詐欺や通学路の安全確保などの喫緊の課題に対応</li> <li>○地域の取組に重点を置き、行政、警察、地域、企業等の総力を結集して、誰もが安全安心を実感できる社会の実現に向けて取り組む</li> </ul>
東京都再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律	令和元年	令和元年～5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再犯の防止等の推進に関する法律を踏まえ、都が実施する再犯防止に資する取組、再犯防止につながる可能性がある取組を記載</li> </ul>
第11次東京都交通安全計画	交通安全対策基本法	令和3年	令和3年～令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都内の陸上交通の安全に関する交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための大綱</li> <li>○重視すべき視点は「高齢者及び子供の交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「二輪車の安全対策の推進」、「飲酒運転の根絶」、「先端技術の活用」、「「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進」、「東京2020大会を踏まえた交通安全」</li> </ul>
令和3年度東京都交通安全実施計画	交通安全対策基本法	令和3年	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第11次東京都交通安全計画に基づき、都内の陸上交通の安全に関し、令和3年度に都及び行政機関等が取り組むべき具体的な施策について定める</li> </ul>
東京都自転車安全利用推進計画	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	平成26年(令和3年改定)	令和3年～令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車の安全利用に関する都の施策や自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進するための計画</li> </ul>
東京都子供・若者計画(第2期)	子ども・若者育成支援推進法	令和2年	令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都の様々な分野の計画等の中から子供・若者等に係る施策等を集めて一覧化</li> <li>○すべての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、都の子供・若者育成支援施策を一層推進</li> </ul>

### 3 主な会議体一覧

(令和3年4月1日現在)

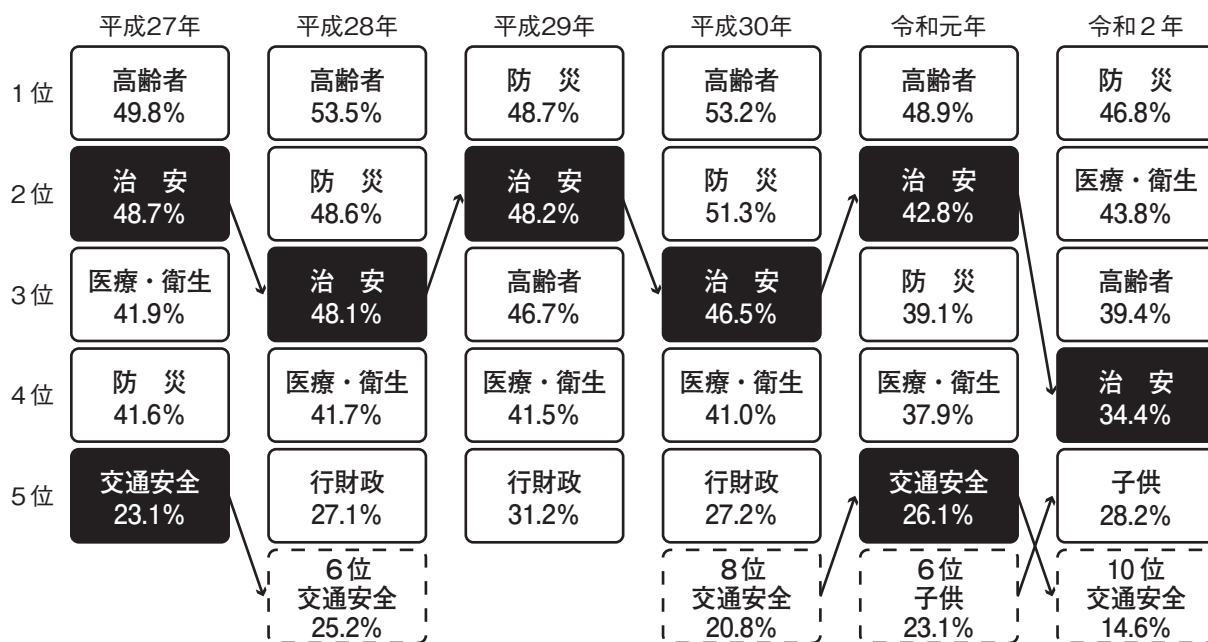
名称	根拠規定	機関の目的・所掌内容	構成
東京都安全・安心まちづくり協議会	東京都安全・安心まちづくり協議会規約	都、区市町村、都民、事業者、地域団体等が協働して、自主的な犯罪防止活動や犯罪の防止に配慮した環境整備を促進し、都民及び東京都を訪れる人々が安全で安心して暮らし、又は活動できる東京のまちを実現することを目的とする。	行政 6 団体 都民・地域団体 29 団体 事業者団体等 31 団体
東京都推奨携帯電話端末等検討委員会	東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則第2条の3	知事が携帯電話端末又は機能を推奨するにあたり、規則第2条の2の規定に適合するか否かについて意見を聴くための機関である。	業界に關係を有する者 3 人以内 青少年の保護者 3 人以内 教育關係者 3 人以内 学識經驗を有する者 3 人以内 關係行政機關の職員 2 人以内 東京都の職員 2 人以内
子供に万引きをさせない連絡協議会	「子供に万引きをさせない連絡協議会」設置要綱	子供の非行防止や健全育成に資するため、子供の万引き防止対策について協議し、子供に万引きをさせないための取組を推進する。	学識經驗者 1 人 健全育成団体等 15 人 行政等 3 人
東京都再犯防止推進協議会	東京都再犯防止推進協議会設置要綱	東京都再犯防止推進計画に基づき、都、区市町村、都内の刑事司法關係機關その他關係機關、団体等が、当面する課題への対応等について包括的に協議することを目的とする。	東京都の職員 9 人 国の關係機關の職員 4 人 区市町村の職員 3 人 民間支援団体 5 人 有識者等 3 人
東京都交通安全対策会議	交通安全対策基本法第16条	法16条第2項の規定に基づき東京都交通安全計画を作成し、及びその実施を推進するほか、都域内の陸上交通に関する施策・企画の審議及び当該施策の実施を推進する。	東京都知事 指定地方行政機関 6 人 東京都教育委員会教育長 警視總監 東京都の職員 11 人 区市町村長 4 人 消防總監 各種団体等 12 人
首都交通対策協議会	首都交通対策協議会設置要綱	都内の交通安全対策の現状に鑑み、交通安全の確保及び効率化に関し關係機關団体相互間の事務の密接な連絡及び調整を図り、総合的、効果的対策を推進する。	東京都知事 各種団体等 19 人 關係行政機關の職員 6 人 東京都の職員 15 人
飲酒運転させないTOKYOキャンペーン推進委員会	飲酒運転させないTOKYOキャンペーン推進委員会設置要綱	飲酒運転させない社会環境の醸成と飲酒運転根絶気運の更なる定着を図ることを目的とし、關係機關・団体が緊密な連携を図り、「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」を効果的に推進する。	商工業団体 2 団体 酒類提供業 8 団体 酒類製造業 5 団体 酒類取扱業 6 団体 駐車場業 4 団体 交通安全普及団体等 10 団体 東京都の職員 6 人

名称	根拠規定	機関の目的・所掌内容	構成
駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱	放置自転車問題を広く都民に訴えるため、関係する諸機関が相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施する。	関係行政機関 15団体 鉄道・バス等事業者 4団体 商工業団体 7団体 交通安全普及団体等 14団体 東京都の職員 7人
高齢者交通安全対策推進会議	高齢者交通安全対策推進会議設置要綱	高齢者の交通安全を確保するための諸施策について、関係行政機関が緊密な連携を図り、総合的かつ効率的な対策を推進する。	関係行政機関の職員 8人 東京都の職員 15人
ハイパースムーズ東京推進会議	ハイパースムーズ東京推進会議設置要綱	渋滞対策事業ハイパースムーズ東京の実施にあたり、関係部局・機関間において、事業計画や実施方法、事業の円滑な推進を図るための必要な事項等について協議する。	関係行政機関の職員 1人 東京都の職員 9人
東京都青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第1条 東京都青少年問題協議会条例	青少年の総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議すること及び関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見を具申する。	東京都知事 東京都議会議員 6人 学識経験者 16人以内 関係行政庁の職員 5人以内 東京都の職員 8人以内
東京都青少年健全育成審議会	東京都青少年の健全な育成に関する条例	知事が青少年に有益な映画、演劇、がん具類及び図書類を推奨し、又は不健全なものを指定し、若しくは有害広告物に対する措置を命じようとするときに意見を聴くための附属機関である。	業界に関係を有する者 3人以内 青少年の保護者 3人以内 学識経験を有する者 8人以内 関係行政機関の職員 3人以内 東京都の職員 3人以内
東京都子供・若者支援協議会	子ども・若者育成支援推進法第19条第1項	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関との連携、調査研究、広報啓発等の推進を図る。	教育 3団体 保健・医療、福祉 10団体 矯正・更生保護等 5団体 雇用 3団体 民間支援団体等 7団体

## 4 統計情報

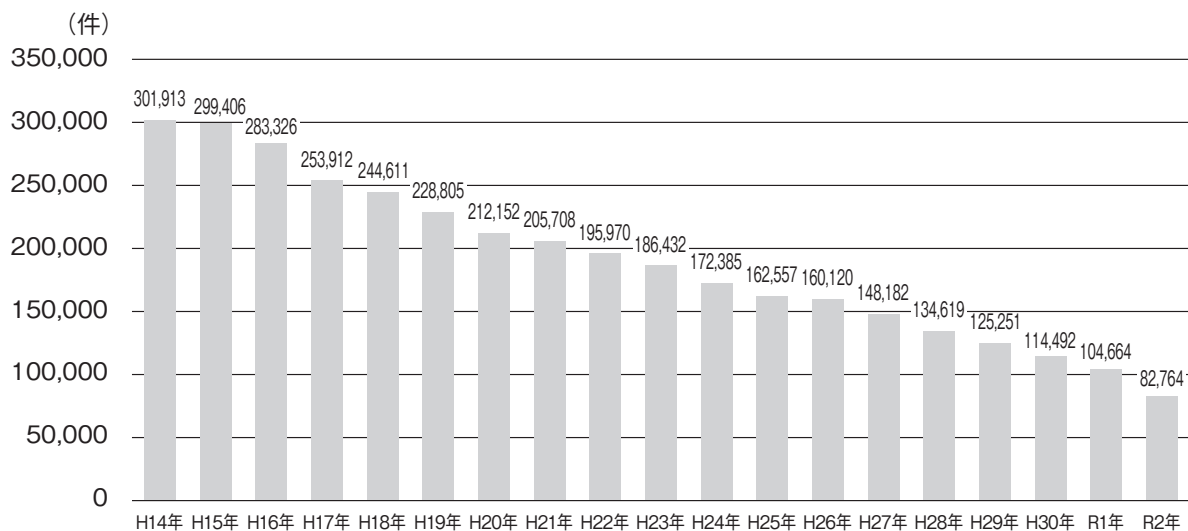
### (1) 治安対策関連

ア 都民生活に関する世論調査



(出典：都民生活に関する世論調査)

イ 都内の刑法犯認知件数



(出典：警視庁の統計)

ウ 防犯環境の整備に対する補助実績（防犯カメラ補助分）

（台）

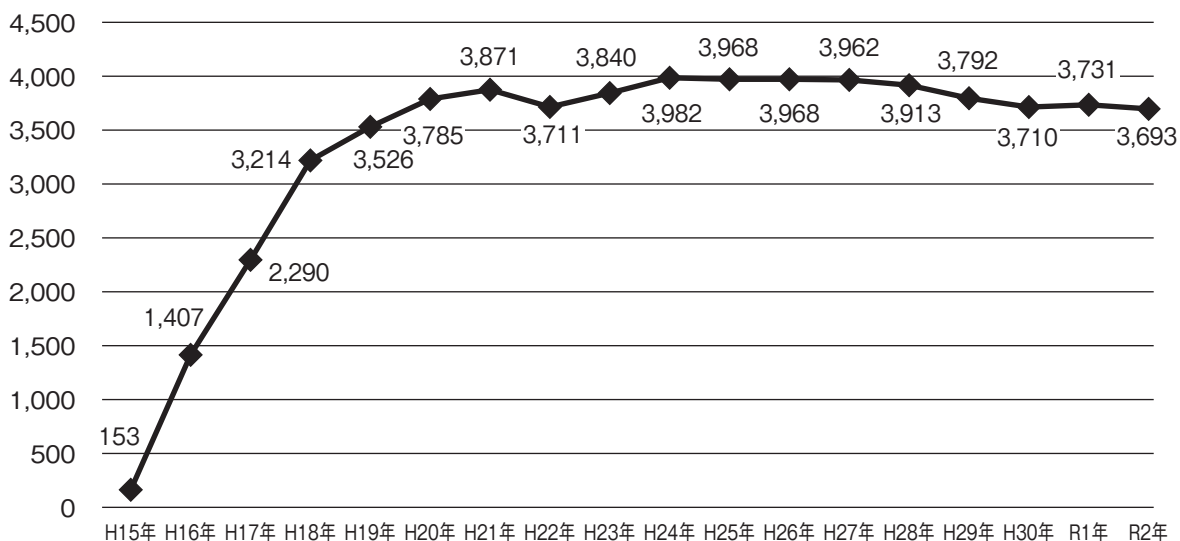
事業名 補助年度	防犯設備の 整備に対する 区市町村補助 （※1）	地域における 見守り 活動支援 （※1）	登下校区域 防犯設備整備 補助事業 （※2）	区市町村立 公園防犯 設備整備 補助事業	防犯設備 維持管理 経費 補助事業	防犯設備 運用経費 補助事業	合計
平成16年度	474	—	—	—	—	—	474
平成17年度	314	—	—	—	—	—	314
平成18年度	303	—	—	—	—	—	303
平成19年度	240	—	—	—	—	—	240
平成20年度	324	—	—	—	—	—	324
平成21年度	416	—	—	—	—	—	416
平成22年度	165	273	—	—	—	—	438
平成23年度	178	392	—	—	—	—	570
平成24年度	160	567	—	—	—	—	727
平成25年度	132	890	—	—	—	—	1,022
平成26年度	155	1,279	547	—	—	—	1,981
平成27年度	233	1,364	1,598	—	—	—	3,195
平成28年度	281	1,408	2,021	—	—	—	3,710
平成29年度	353	1,728	1,164	262	—	—	3,507
平成30年度	441	2,232	694	300	—	—	3,667
令和元年度	498	3,048	534	387	904	—	5,371
令和2年度	264	1,112	425	0	1,314	4,312	7,427

※1 更新台数を含む

※2 平成30年まで通学路防犯設備整備補助事業

エ 都内の防犯ボランティア団体数の推移

（団体）



（出典：防犯ボランティア団体の活動状況等について（警視庁））

オ ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」相談件数の推移

(ア) 年度別、当事者別・相談者

(件)

当事者	相談者	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
未就学児	保護者	3	2	6	12	8
	その他	0	0	0	1	1
	小計	3	2	6	13	9
小学生	本人	54	22	51	127	117
	保護者	44	35	69	130	166
	その他	0	0	10	2	1
	学校職員	3	2	3	3	0
	職場職員	1	1	4	1	0
	小計	102	60	137	263	284
中学生	本人	342	185	475	394	666
	保護者	167	158	248	191	208
	その他	5	6	9	1	5
	学校職員	9	9	6	2	3
	職場職員	3	4	3	4	3
	小計	526	362	741	592	885
高校生	本人	358	175	297	263	516
	保護者	86	78	136	79	104
	その他	2	4	14	5	7
	学校職員	8	3	7	14	12
	職場職員	1	1	1	2	0
	小計	455	261	455	363	639
専門学校等	本人	0	0	0	1	2
	保護者	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	1	2
学校不明	本人	26	8	41	17	23
	保護者	2	5	5	2	5
	その他	2	1	10	2	7
	学校職員	1	2	0	3	0
	職場職員	4	17	11	10	31
	小計	35	33	67	34	66
就 労	本人	5	2	1	10	1
	保護者	—	—	—	—	1
	小計	—	—	—	—	2
青少年以外		279	204	350	470	935
合計		1,405	924	1,757	1,746	2,822

## (イ) 年度別・相談内容別・当事者別

(件)

相談内容	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	青少年	青少年以外	合計	青少年	青少年以外	合計	青少年	青少年以外	合計	青少年	青少年以外	合計	青少年	青少年以外	合計
架空請求	426	73	499	84	27	111	75	8	83	52	3	55	92	26	118
ショッピング	15	1	16	6	1	7	4	2	6	22	0	22	7	7	14
ネットいじめ	61	14	75	62	19	81	107	22	129	115	20	135	197	46	243
迷惑メール	30	12	42	18	8	26	23	17	40	27	15	42	27	45	72
有害情報	8	3	11	15	2	17	36	5	41	9	17	26	36	12	48
著作権関連	10	0	10	13	3	16	3	2	5	6	1	7	23	10	33
依存	35	1	36	27	0	27	128	10	138	159	14	173	181	9	190
交友関係 ※1	177	53	230	126	21	147	294	52	346	275	50	325	185	50	235
性的トラブル ※1													205	63	268
削除方法	114	27	141	150	36	186	144	32	176	134	47	181	112	75	187
料金関係	17	5	22	14	4	18	43	10	53	59	2	61	100	14	114
フィルタ リング関係				16	3	19	23	2	25	13	0	13	38	0	38
取引トラブル													23	4	27
情報 セキュリティ													137	56	193
個人情報関連													202	127	329
その他	184	46	230	151	53	204	262	63	325	243	70	313	137	80	217
対象外の相談	36	35	71	27	23	50	203	53	256	130	142	272	135	222	357
意味不明	13	9	22	11	4	15	62	72	134	32	89	121	50	89	139
合計	1,126	279	1,405	720	204	924	1,407	350	1,757	1,276	470	1,746	1,887	935	2,822

※1 旧カテゴリー「交際」を分けたもの



カ 都内における刑法犯少年の検挙・補導人員、再犯者率等の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
非行少年の検挙・補導人員	5,775	5,640	5,124	4,748	4,202
刑法犯少年（人）	4,837	4,568	4,129	3,598	3,154
犯罪少年	3,653	3,205	3,020	2,548	2,265
触法少年	1,184	1,363	1,109	1,050	889
特別法犯少年（人）	539	627	487	606	597
ぐ犯少年（人）	399	445	508	544	451
刑法犯（犯罪）少年の再犯者数（人）	1,194	1,066	1,101	887	856
刑法犯（犯罪）少年の再犯者率（%）	32.7	33.3	36.5	34.8	37.8

※非行少年：犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年

※犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の者

※触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者

※特別法犯少年：特別法犯の罪を犯した犯罪少年及び同罪に触れる行為をした触法少年

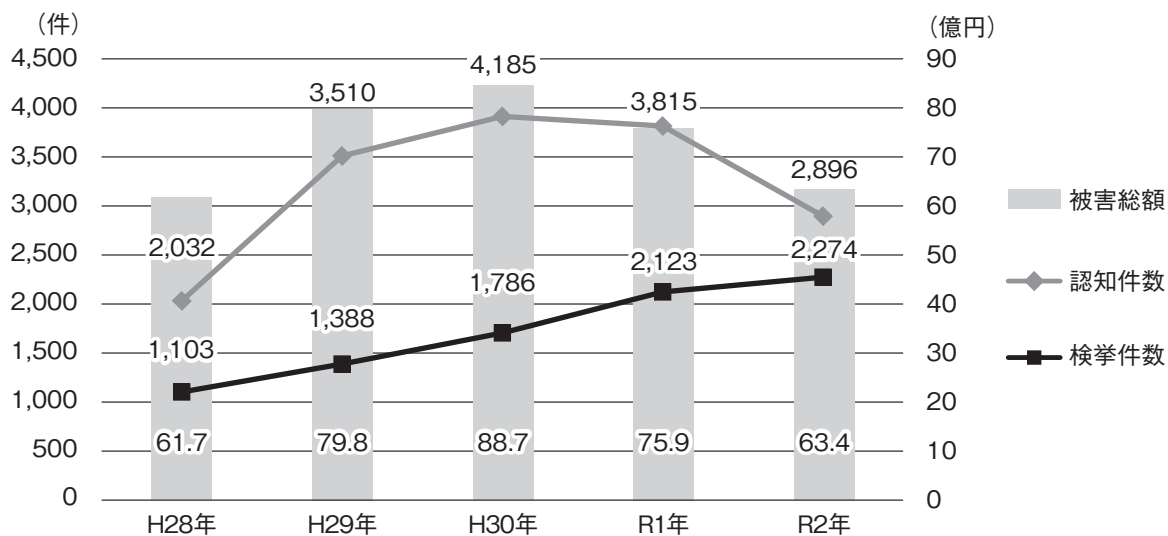
※ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

※刑法犯少年：刑法犯の罪を犯した犯罪少年及び同罪に触れる行為をした触法少年

※再犯者率：刑法犯（犯罪）少年の検挙人員に占める再犯者の割合

（出典：少年育成活動の概況（警視庁））

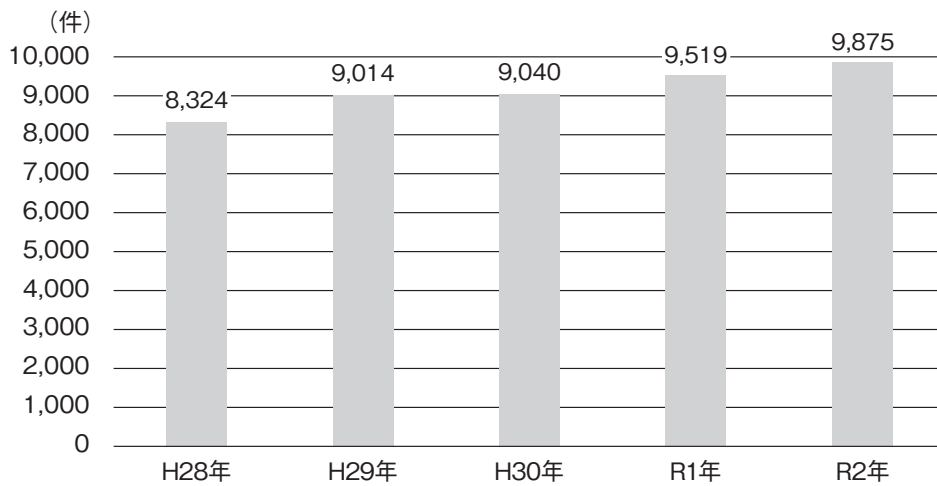
キ 都内の特殊詐欺による被害総額・認知件数・検挙件数



※平成30年からキャッシュカード詐欺盗を含む

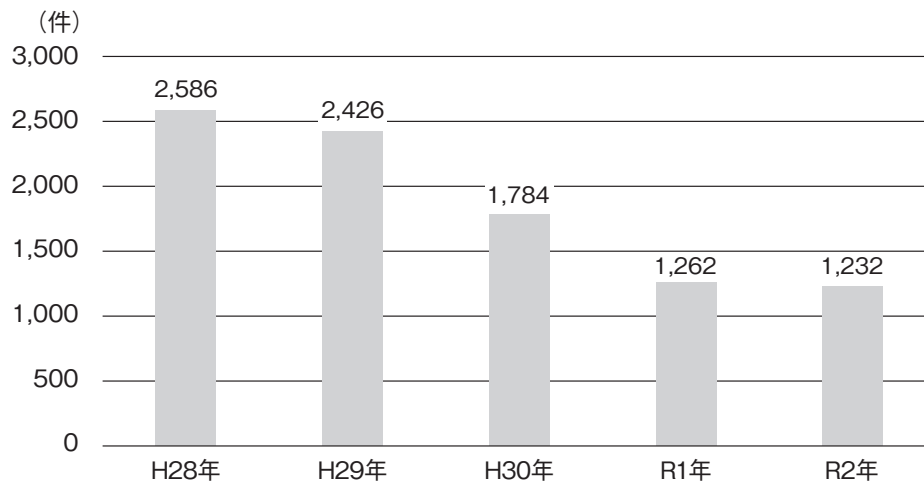
（出典：令和2年における特殊詐欺の状況について（警視庁））

## ク 全国のサイバー犯罪の検挙件数



(出典：警察庁ホームページ、令和2年中におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について(警察庁))

## ケ 都内のストーカー行為等に係る相談件数



(出典：ストーカー事案の概況(警視庁))

## コ 外国人関連統計

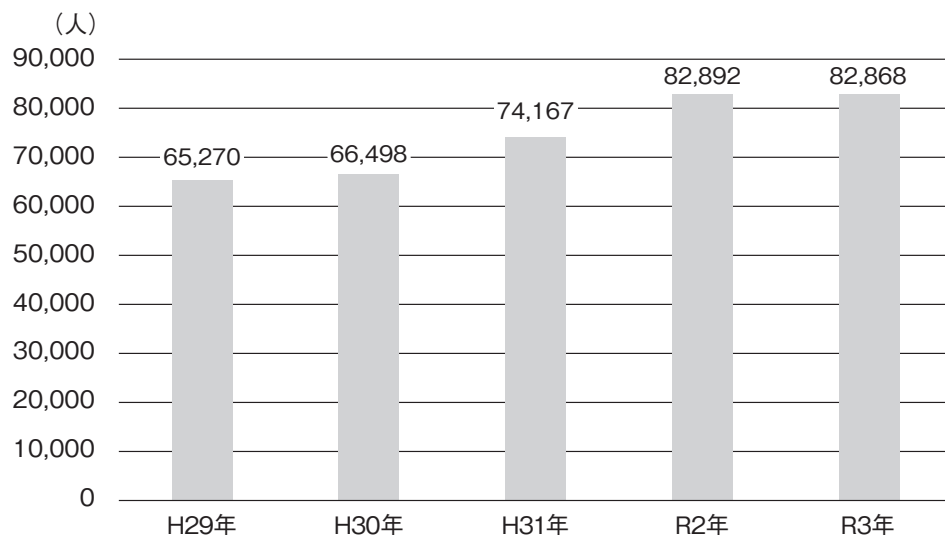
## (ア) 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	9,003	9,134	10,086	12,816	10,993
東京都	1,187	1,184	1,437	1,551	1,428
茨城県	2,038	2,213	1,975	2,126	1,512
埼玉県	716	765	860	1,290	1,290
千葉県	1,559	1,505	1,666	1,878	1,488
愛知県	891	811	912	1,606	1,452
その他	2,612	2,656	3,236	4,365	3,823

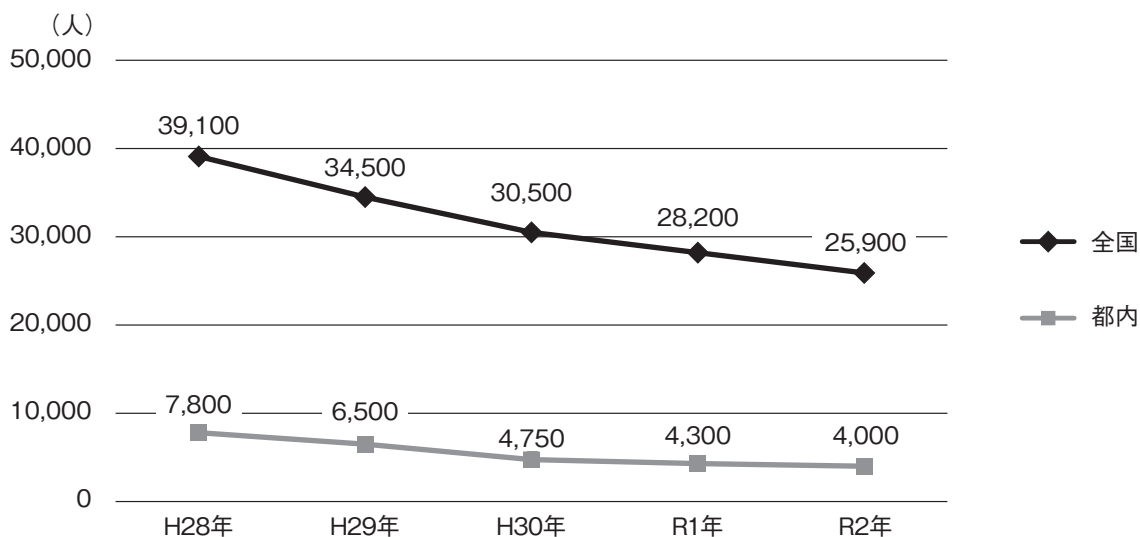
(出典：法務省ホームページ、令和2年における入管法違反事件について(法務省))

(イ) 不法残留者数の推移・全国 ※基準日は各年とも1月1日



(出典：本邦における不法残留者数について(法務省))

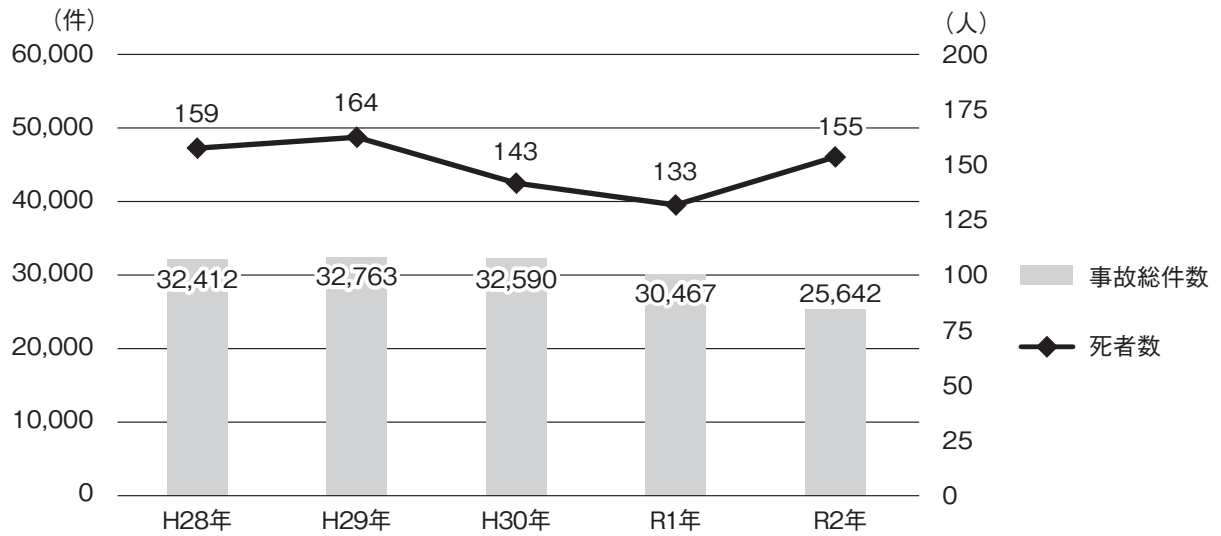
サ 暴力団勢力の推移



(出典：暴追東京ネットワーク(公財)暴力団追放運動推進都民センター)

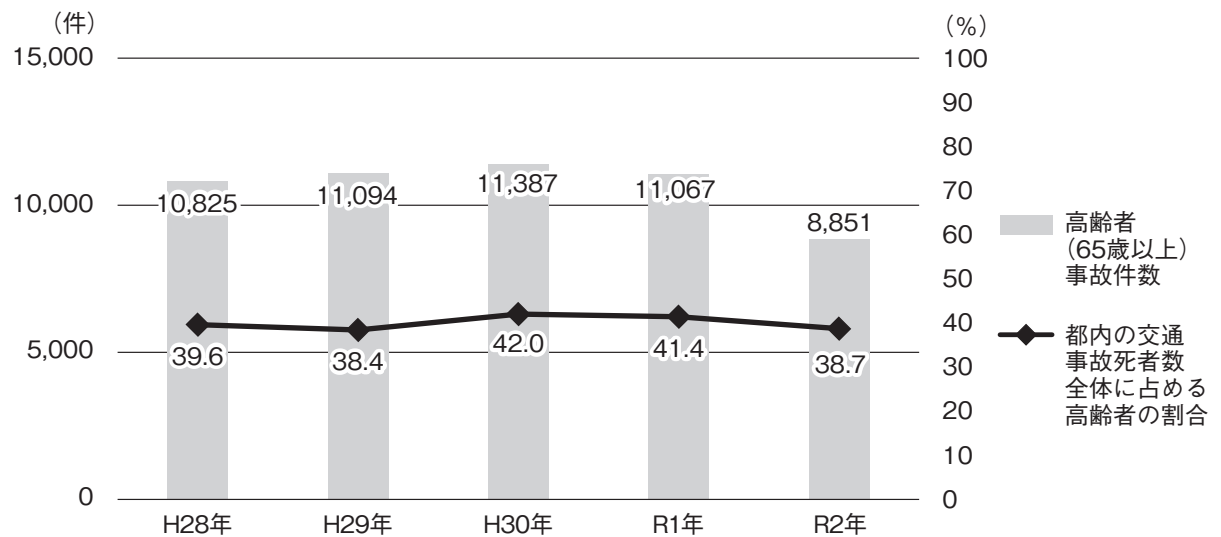
(2) 交通安全対策関連

ア 都内の交通事故発生件数・死者数



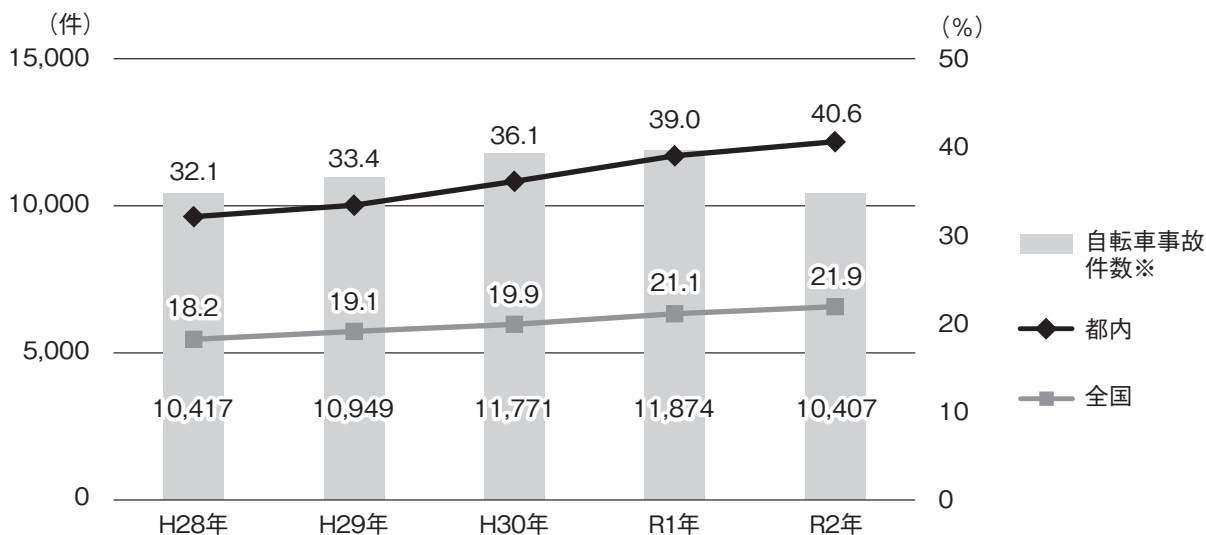
(出典：警視庁交通年鑑(警視庁))

イ 都内の高齢者事故件数、交通事故死者数に占める高齢者の割合



(出典：警視庁交通年鑑(警視庁))

ウ 都内の自転車事故件数、都内・全国の交通事故全体に占める自転車関与事故の割合



※自転車事故件数は、自転車の関与事故件数であり、自転車乗用者が第1又は第2当事者となった事故件数であり、自転車相互事故は1件として計上

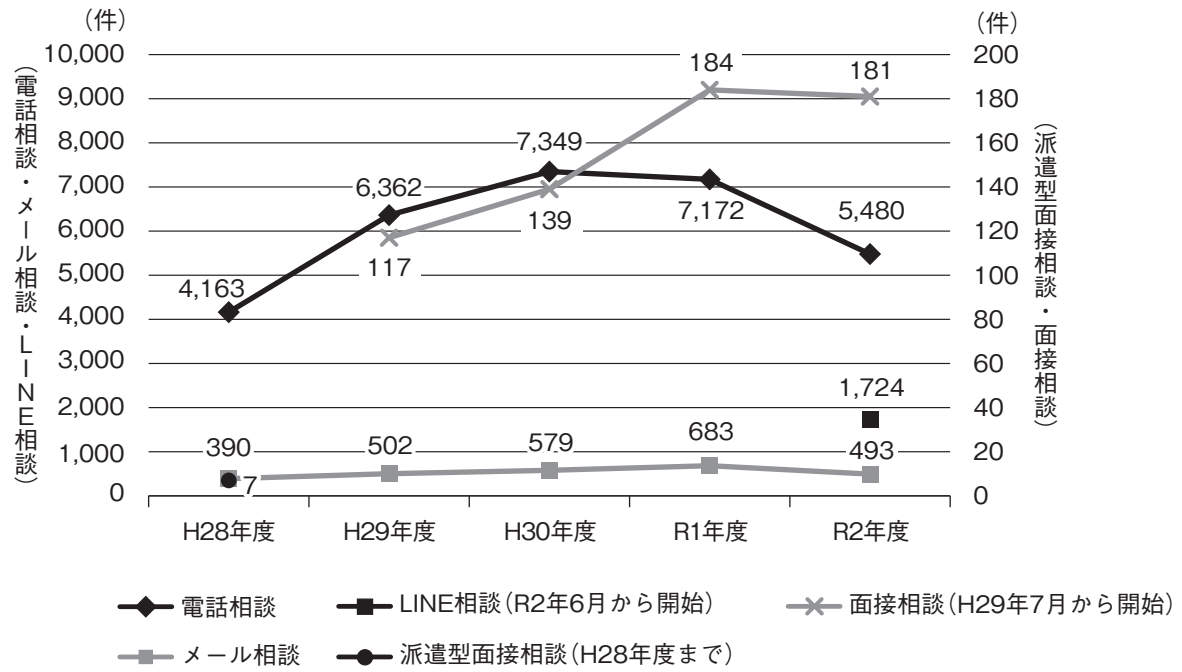
(出典：自転車事故の推移(警視庁))

エ 「ハイパスムーズ東京」(平成28年度～令和2年度)における主要渋滞箇所の対策箇所数

年度	対策箇所数	対策内容
平成28年度	22	リアルタイム信号制御導入、需要予測信号制御導入、右折感応信号制御導入、交通情報板設置、駐停車禁止看板設置、赤系カラー舗装、減速マーク設置
平成29年度	36	
平成30年度	39	
令和元年度	26	
令和2年度	29	
5か年合計	152	
累積箇所数	102	異なる年度において、同一の交差点に2つ以上の対策を実施した場合(例：需要予測信号制御導入と交通情報板設置、駐車禁止看板設置と赤系舗装など)を一箇所として計上した箇所数

(3) 若年支援施策関連

ア 「東京都若者総合相談センター若ナビa」相談件数の推移



## 5 各種Webサイト一覧

サイト名	URL
都民安全推進本部	<a href="https://www.tomin-anken.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.tomin-anken.metro.tokyo.lg.jp/</a>
大東京防犯ネットワーク	<a href="https://www.bouhan.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.bouhan.metro.tokyo.lg.jp/</a>
防犯情報マップ	<a href="https://bouhan-tokyo.maps.arcgis.com/home/index.html">https://bouhan-tokyo.maps.arcgis.com/home/index.html</a>
こたエール	<a href="https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/</a>
ファミリールール	<a href="https://www.e-rule.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.e-rule.metro.tokyo.lg.jp/</a>
若ナビα	<a href="https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/</a>
若ぼた	<a href="https://www.wakapota.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.wakapota.metro.tokyo.lg.jp/</a>

## 6 SNSアカウント一覧

媒体	アカウント名	主な発信内容
Twitter	都民安全推進本部 (@tocho_toan)	本部全体の報道発表やイベント等の情報
	みまもりいぬ (@mimamoryinu)	みまもりいぬがイベントの様子などを詳しく紹介
	大東京防犯ネットワーク (@tokyo_bouhan)	防犯に関する各種お知らせ
	東京都若者総合相談センター「若ナビα」 (@WAKA_Navi_Alpha)	東京都若者総合相談センター「若ナビα」に関する情報
LINE	みまもりいぬ	みまもりいぬがイベントの様子などを詳しく紹介
	特殊詐欺対策・東京都	特殊詐欺防止に関する情報
Facebook	みまもりいぬ (@mimamoryinu)	在住外国人等に向けた「やさしい日本語」による安全に関する情報
Instagram	東京都若者総合相談センター「若ナビα」 (waka_navi_alpha)	東京都若者総合相談センター「若ナビα」に関する情報



渋滞解消サポーター「ハイパースムくん」





都民安全推進本部事業概要  
令和3年版

令和3年8月発行

登録番号 (3) 14

編集・発行 東京都都民安全推進本部  
総合推進部総務課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03 (5388) 2258 (ダイヤルイン)

印刷所 大東印刷工業株式会社  
東京都墨田区向島三丁目35番9号  
電話 03 (3625) 7481



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

